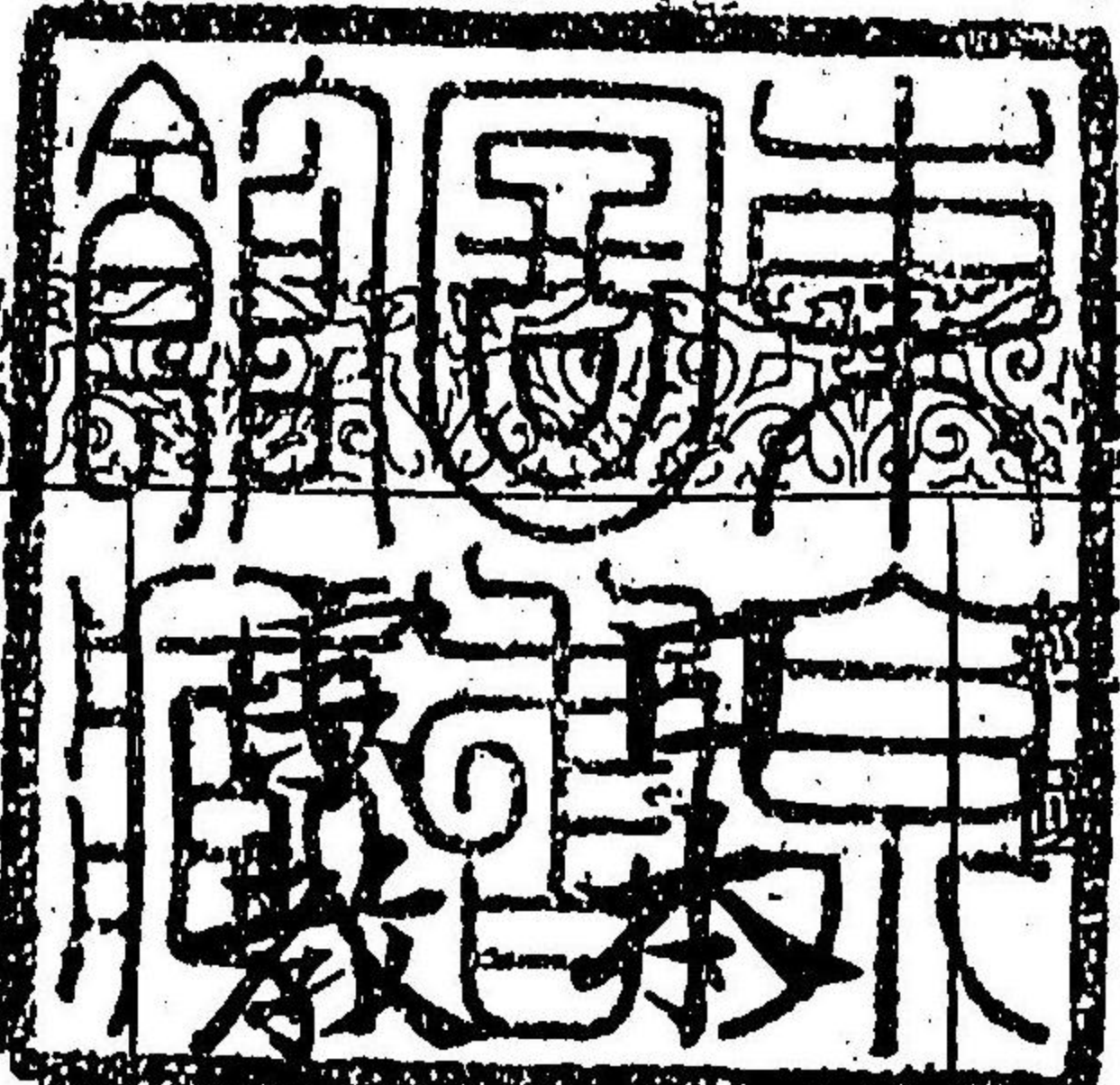


26-271



文學士高田早苗序
文學士天野爲之跋
中山整爾著

維持確論全

東京書肆 九春堂藏版





序

信仰の有無は影響を社會の盛衰に及ぼすまど一方
なりき蓋し信仰は勇氣の根本なり一人勇氣なけれ
は業擧らき一國勇氣無ければ國危し往時我が日の
本に生れたる名僧知識の傳を讀むに身に寸鐵を帶
びず錫を飛去て天下を漫遊し衆生濟度の餘力を以
て深山を開き幽谷を渉る豈に勇からずや豈猛なら
むやもむ滿天下の士民斷乎疑はき凜乎事に當るこ
と斯の如くならば一身の立たざるを憂へば國威の
振はざるを憂ふるの要なかる可し

我日本は古來儒佛の二教を以て國家の經緯としたれども儒は素と完全なる宗教の体裁を備へざれば永くこの社會を經營すること難ある可し彼の佛教は然らず方便周備哲理深遠世界は類尠き宗教なり且つこの教は永くこの人民を感化し來りたれば容易に衰微す可きいはれなし然るは近來漸く不振の狀を呈し新渡の基督教など抗し難き勢を現せるは果して誰れの罪なるぞや・

惟ふに我日本は久しく佛教の恩を受けたり故に佛徒自ら破らざらんば社會必き之を助けん設令社會之

を助けざるも我中山氏の一枝の筆は必ず之を助く可敷なき我中山氏の如きは佛門の檀家よて殊に味家たるの義務を盡す人なりと謂ふ可き哉余甚た佛法に通せざると雖も我中山氏の如きこの法衰らふるに際して之を興すは志あるもの極樂往生疑無あるべしと信するなり讀者諸君以て如何となす

明治廿年丁亥一月

文學士高田早苗識

我日本は古來儒佛の二教を以て國家の經緯としたれども儒は素と完全なる宗教の躰裁を備へざれば永くこの社會を經營すること難むる可し彼の佛教は然らず方便周備哲理深遠世界は類尠き宗教なり且つこの教は永くこの人民を感化し來りたれば容易に衰微す可きいはれなし然るに近來漸く不振の狀を呈し新渡の基督教など抗し難き勢を現せるは果して誰れの罪なるぞや

・

惟ふに我日本は久しく佛教の恩を受けたり故に佛徒自ら破らざんば社會必き之を助けん設令社會之

を助けざるも我中山氏の一枝の筆は必ず之を助く可敷なき我中山氏の如きは佛門の檀家よて殊に味家たるの義務を盡す人なりと謂ふ可き哉余甚た佛法に通せざると雖も我中山氏の如きこの法衰らふるに際して之を興すよ志あるもの極樂往生疑無るべしと信するなり讀者諸君以て如何となす

明治廿年丁亥一月

文學士高田早苗識

日本宗教維持確論例言

- 一 余の曾て佛教の衰頽を歎ずると切なりしか今春偶々宗教に關する事項を筆するの機を得諸家の説を參考して一ツの論文を草し茲に日本宗教維持確論と名つけ以て廣く世に問ふの資とあす
- 一 此書前半に於て一般宗教に關する理論を判定せしもの後半に日本の宗教を特論するの歩を作さんか爲めなり
- 一 本論の目的の佛教の維持に在るを以て其論する所の概ね此れに關する諸種の理論に止まり宗教上の原論と雖ども之れに關係を有せざるもの之れを論述すると極めて拙しとす
- 一 宗教の事其淵底深遠にして容易に盡くし得へさふあらば余や素

と淺識加ふるは充分の日子を費して作せしものにあらざるか故ふ
其論する所或の識者の笑ひを招くものあらん歟大方の君子之れか
是正の勞を取らむにあらん余か幸ひ最も甚し

明治十九年十二月

經國學人識

日本宗教維持確論目次

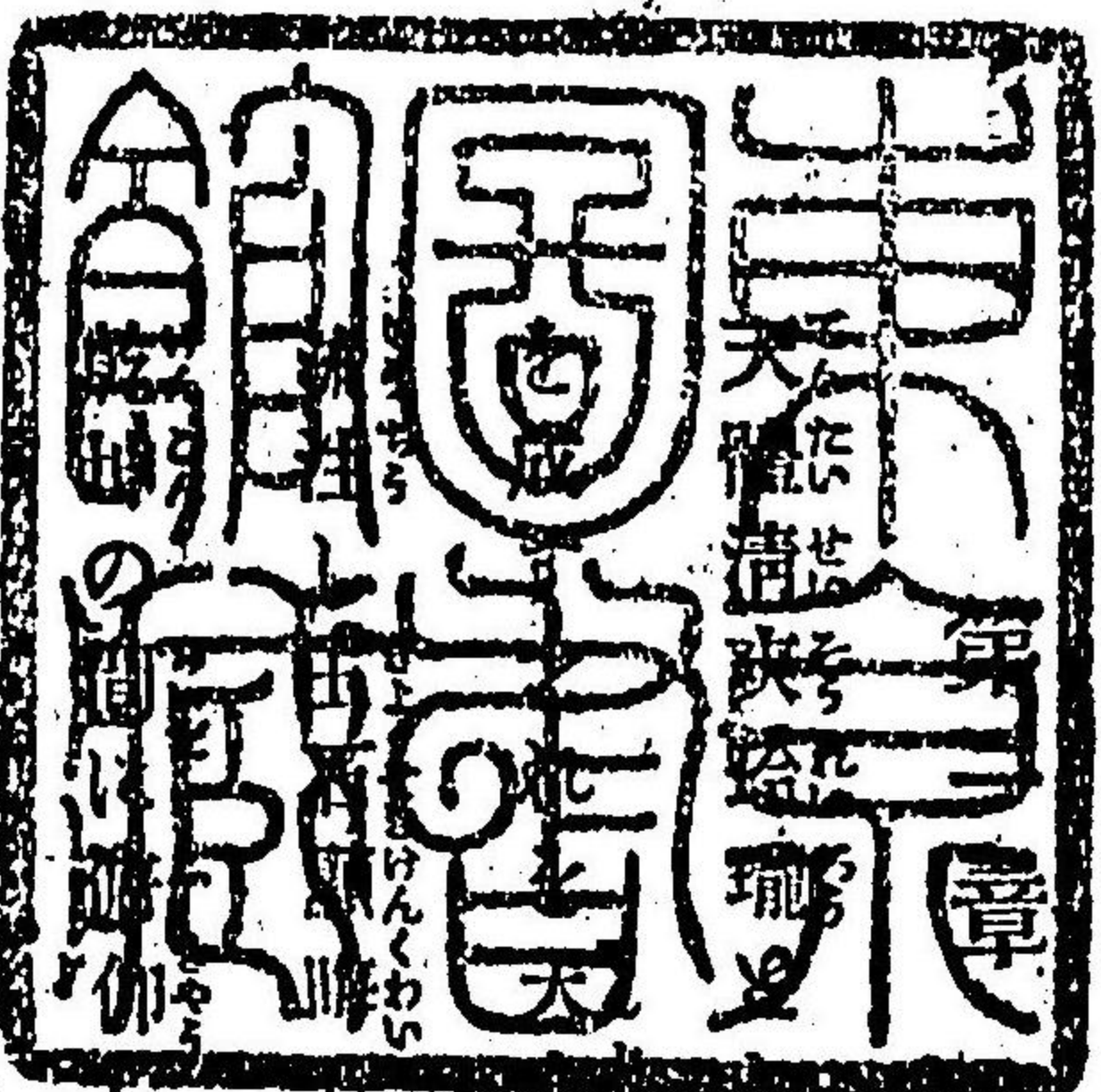
- 第一章 總論 宗教の性質立教の基本
- 第二章 宗教と文明の關係を論ず
- 第三章 宗教の効力を論ず
- 第四章 宗教の必要を論ず
- 第五章 信仰自由論(其一)
- 第六章 信仰自由論(其二)
- 第七章 政教分離論
- 第八章 日本宗教沿革一斑
- 第九章 日本宗教本旨の説明

- 第拾章 日本宗教の種類
- 第拾一章 日本宗教と政治の關係
- 第拾二章 日本宗教と西教の比較
- 第拾三章 日本宗教の前途
- 第拾四章 日本宗教維持策其一
- 第拾五章 日本宗教維持策其二

以上

日本宗教維持確論

經國學人 中山整爾著



總論

日月星辰之れに係り常々運轉して止まず以て象
 と謂ふ地質溷濁滯滞して山岳此も屹立し河海茲も
 草木榮枯して以て景を成す之れを地文と云ふ人身
 して行往坐臥作止語默進退禮節儀表有つて章を成す
 之を人文と云ふ嗚呼天文や地文や吾人共有の蔽幕とあり牆壁となり
 吾人に五穀を供し吾人よ飲料を給す高く蒼空も翱翔するの飛鳥疾く
 山原に馳驅するの走獸共に吾人人界の共有物なり疊々たる山脈の吾

人の寶藏にして滄々たる海洋亦千金を貯ふ日月星辰光熱を發して以て地上を照し風雨時に施し寒暖互ひに乘除して以て萬物の發育を裨く吾人の智力を固有せり吾人の四肢五管を具存せり視聽動作意の如くならざるかし呼々吾人々類社會の果して何等の道場ぞや

宗教家論して曰く現世の人間徳義の試験場なり千辛を嘗め萬苦を味ひ以て後世天神の優待を享くるの榮を求むへし之れ全く人間最大の幸福なり地上に生存するの本旨ありと蓋し人類畢生の目的の其最大幸福を得るにありと雖とも現世を以て直に徳義の試験場とみし後世天神の優待を享くるを以て人類最大の幸福となすに至つては稍々其當を失するの嫌なき能はざるなり試とよ宇宙の現象と吾能力との

關係を見よ造化か斯の如き微妙精巧の機械を以て人類に賦與し斯の如き豪華壯奇大なる結構を以て宇宙の現象を裝飾する蓋し吾人をして現世も無上の幸福を享有し最大の福祉を計畫せしむるの意ならずんべからず唯夫れ之れを活用するの道を得れば則ち吾人々類の目的を達し永く其福祉を享有するを得べきなり吾人か地上に生存する所以のものを以て辛苦艱難の犠牲と供すべきものとせし焉んろ斯の精妙ある機械豪華ある結構を以て吾人に賦與するの謂われあらんや徳を修め道を守るの固より吾人の宜しく爲すべきの事たり然れども單に是れのを以て人類か社會に生存するの本旨となすの吾れ其決して至言にあらざるを信す嗚呼天固より賦與に私あし社會の事亦其理を

一よす吾人人類の此社會に於ける造化の恩惠蓋し亦驚く可きものなるあり

然りと雖ども渺茫たる夫の蒼天漠爾たる夫の土壤の各其常理を得日月星辰長へに滅せず山川原野亦改まる時なしと雖とも唯り三才中の最も靈智なる人類に至りての忽焉として世も生れ又忽焉として去る和聖頓の大英雄今復た何れの所にか在る那勃翁の大豪傑今も其留まるとみろを知らず吁々老少同一死賢愚亦論すへからざるも似たり眼を轉すれり天地盡く寂寥焉んる悽爾として感慨に堪へざることを得んや造化の恩惠驚くべきものありと雖とも吾人の亦其無常果敢なきを歎せずんりあらざるあり西哲曰く人類は萬有中の最も脆弱なるも

のなりと佛蘭西のパスカルの吾人々類自己の狀況を思察するときの天地の間吾が心を慰め得べきものあらぬ程も果敢なきものありと云へり又我古諺の示す所を聞くに曰く行く川の流れの斷へずして然かも本の氷にあらず澱水に浮ぶうたかたの且消は且つ結びて止まるとなし世の中の人と往家と亦之れに同じ且たに生じ夕べも死ぬるならひ唯水の泡に似たりける嗟乎人生實に朝露の如し其果敢なきと特に明言するを俟たざるあり凡そ現世の幸福人類の志氣を満足せしむるに足らざるに於ては人類か其現世に超過する福祉を渴望するの念休期あるへからず是の故に若し地上の生活にして艱難の淵穢となるべき慈悲なる者及び恩を

知る者の上帝の眷顧を蒙むる可しと云ふか如き私心に随ふの安慰も亦其起らざるを必ずへさよあらそ蓋し人類の最終目的にして果して幸福の二字に在る以上の人類か其福利をして自己の志氣を満足せしむるも汲々するも亦己むへからざるの事情なり乃ち現世に於て満足に其福利を得ざるも於て自然因果の理を考査して其福祉を未來に求むると云ふか如き妄念を生ずるとあしとすへからざるあり況んや人生の果敢なきと斯の如く夫れ甚たしきに於て人類の自己の脆弱なるを歎ずると同時に其希望福利の果して現世に達し得へさや否やを期する能はざるを慨き自然に其妄念を増長するに至るの亦是れ理の最も賭易ものなり此妄念増加するの極正に之れ宗教か人心を支配

するに至るの端緒なり惟ふ宗教の人類の自然にして人類か宗教に皈向するは其原因蓋し人類性質の固然なりと謂はざるへからずアル
 一タルシ氏曰く世界を周遊し城壁なく劇場なく貨幣なく藝術なきの都會の發見し得るも社寺或の祭神又就て多少の禮式なき都會の一人の會て之れを發見せしものなしと宗教か人類の自然もあらずして何んぞ夫れ斯の如く爾らんや夫の無神論者ウナルテルカアルプス山又晏天に哭泣せしか如き蓋し亦宗教か人類固有の原性たるを証するに足るなり蘇國の哲學士ジュカルト、スナコアルト氏曰く抑も人類の極然て尊大なるものなるに其倨傲の心を以て甘んして奇怪背理の教理を奉信し最も笑詼可き儀文禮典を遵守したるものあるを見れば奉教心

の深く人性に根柢せると愈々確乎として疑を容る可からずと蓋し人類の思想に精粗純雜の別あるに拘りらす固有の良心及び罪惡の觀念の宗教を生起するに於て大なる力あるものなり且つ夫れ原因結果の關係の大いに宗教の原因をさすものにして夫の獨逸のウールシーカ宗教の直接なる原因の原因の主義に在りて云ひしか如く人類の始めに當りての假令因果の理を知るもの拙しと雖も自然の定理能く人心を支配し以て宗教の淵源をなせしに外からざるべきなり以上陳述する所は唯宗教の原始を以て人類の自然に歸し宗教心は人性に根柢するものあることを証明したるに過ぎず余輩は是れより進んで宗教の性質を汎論する所あらんと欲するあり

之れを古來の歴史に徴して宗教の性質を探ぬるに其種類極めて多し夫の古代の埃及に在ては人民専ら火を尊奉し祥瑞有れ之れを火神の喜ひとあし凶害と遭へ之れを其怒り又出つるとあし吉凶禍福止た火神の喜怒如何と由るものと思惟せり印度に於ては草木を尊信するものあり蛇蝎を尊崇するものあり草木蛇蝎の必ず人生の安危をなし若し之れ又向て不遜の所爲有るときは直ち又非常の困難凶害を蒙らまひるものと思惟し殊に亞刺比亞に於ては専ら太陽を尊奉し天雨れの太陽の悲とあし天旱すれば亦太陽の怒りに出つるとなし烈風暴雨悉く日輪の喜怒に由ると想像せり蓋し此等野蠻人民中に在て此くの如き事物を尊崇するの亦必要あつて始めて起るものならん夫れ

人類の世界に存在するや種々の事物に遭遇し或は不慮の災害を蒙り或は意外の幸福を得るまどあり又ハ吉凶禍福を併せて一時に遭遇することもあらん然れども人類の元と神聖とあられの豫かしめ未來に生出する事變を決定する能はず故に其幸福を未來に渴望するの熱心より自然に一種の妄念を生し何か依頼すべきものを求め之れに據て禍害を避け幸福を享け以て未來永劫安穩を全陷せんと欲するあらん於是乎各々其信するところに從つて其本尊を殊よす之れ宗教か斯くの如く種別を存せし所以なるべきあり

宗教其もの、種別の姑く措て問はず古來學者の説に據れハ宗教の性質は就て眞正ある解釋をなし得るや否や又關して一の問題を生せり

或ハ曰く宗教ハ解釋を下し得ざるものなりと或ハ曰く之れを解釋し得るものありと而して英人エドワードマラー氏の如きの宗教ハ解釋すへからざるものありと云ふの一人あり其説に曰く宗教ハ漠然たる人間の想像より起るものにして想像の外ハ宗教を生せざるあり故に宗教ハ人智を以て測度すへからざるものにして明かに之れに向つて解釋を下さんとするハ到底能ハざるの業なりと然れどもスペンサー氏の説に據れハ曰く社會ハ存在する事物ハ必ず知り得べき者として知り得へからざるものとの二者あるなり知り得べきものとい何るや輕驗と事實とを以て之れを推究し能ふものにして即ち耳目鼻口等の感覺を以て經驗し能ぬものを云ふ之れ學術部内に屬するものにして

所謂有期有限の事物あり知り得へからざるものとは何るや以て事物に徴する能はず以て經驗も訴ふる能はず即ち耳目鼻口の感覺を以て經驗し能はざるものあり之れ宗教部内も屬するものにして所謂無期無限の事物あり無期無限の事物は人智を以て測度すへからざるものあり故に之れを各人の信用に任す若し夫れ人間社會に於て未來永劫如何ある事情の生出すへきか又如何ある事變と雖ども經驗に由つて後來を豫定し得へきものあらん固より敢て無期無限の事物を信用するに至らざるへき筈あり故に經驗に由る能はざるものを信用するを宗教の本義となすと然らば世上も神ありと信する人も神明なしと信する人も均しく之れ宗教家なりと云はざるへからす既も神明の有無

を信するものを以て宗教家なりとせし宗教家は經驗外の事物を信するものなるに由り無宗教家の有神無神を論せず古來の經驗も因る能はざるものも都へて之れを想像外に置き敢て之れに關知せざるものなり例を擧げて之れを言ひ、茲に三人あり甲は靈魂有りとし乙は之れ無しと信し丙は靈魂の有無を問はざるなり然れは甲と乙と共に宗教家なり何となれは此二人と共に宗教の有無を信用するものありなり獨り丙は然らす何とされは丙に於ては靈魂の有無に關して一の信用を有せされはなり斯の如きものを指して始めて無宗教家と云ふへきなり

之れを要するに吾人々類社會に宗教の成立する所以の則ち吾人の經

驗と吾人の知識を以て明かに其有無の理由を判識する能はざるものに信用を置くより起るものと謂ふ可し余輩十九世紀の今日を視るに國として宗教有らざるのなし假令其間無宗教家あるも要するに僅々少數の人に過ぎされの之れを稱して宗教の邦國と謂ふ可し而して此等邦國の人民の各其信用する所を依頼して以て未來の安全を求むるものゝ如し嗚呼宗教か社會の人心を安んずるも亦偉大ある哉抑々立教の要旨の神明を敬し人倫を明かにし億兆をして其心を正し其職を效たし以て朝廷に奉事せしむるに在り是れ即ち天理を遵ひ人道を正くするの謂ひよし若し此教宗の以て一國を存在するところなくんば到底人心を正くし其迷を悟らしむると能はざるへきなり

トオマスペイン曾て宗教を論して曰く立教の基本の公正を先きとし慈愛を主として人類の幸福を保全するに在り猶大羅馬希臘土耳其等の諸教及び新教其他數多の宗派ありと雖も余其徒各々信重する所を於て一切に之れを信せず余は特に我か一心を以て我か信用する所の宗教となすと夫れ如斯宗教なるもののみ只人々の心より起生する所の一種の想念に原因するものにして之れに由りて自然に克己の徳を養ひ制我の道を育し以て人生の本色を維持するものたるに外ならず英國のチンメル氏曾て論して曰く無神論の辨駁の人の性情より宗教を驅逐するに由りし宗教の人類の性情部内は屬するものなるか故に完く論理學の攻撃し及はざる所ありとブルンナリーハ宗教を論して

曰く宗教なるもの人の靈魂をして幽界中よ於て天神と相合契せしめ而して其感格に由つて遂に完全具備たらしむるを以て其本性となすど之れを要するに宗教なるもの神心の働作に基ひする一種の感念を以て宗教を以て人生の行爲を支配すとの取も直をさそ自己の精神を以て自己の行爲を支配すと云ふに外ならざるなり宗教果して然る歟余輩の宗教を以て人生の必要物と斷言せんと欲するなり乞ふ之れより章を逐ふて詳かに宗教の何物たるを論辨せん蓋し余輩が茲の本論を弔ずるの目的は日本宗教の維持に在て存するを以て序を追ふて宗教の必要なる所以を論し其政治と關係するの得策にあらざるを辨し以て日本宗教の維持せざるへかざる所以并ひに日本宗教の維持

を要する諸種の關係を論するの歩を作り日本宗教と政治の關係を考查し論を日本宗教の維持法に結ゆんと欲するなり是の故は本論主旨の版着する所の日本宗教の本旨日本政教の關係及び日本宗教維持法に在つて存し日本宗教の日本社會に必要なる所以を辨説するに過ぎざるなり抑も余輩の方今日本宗教の衰頹を歎するものなり熱心に之れが改革を主唱するものなり是の故は余輩が本論を弔するに當り其標的となす所の要する日本宗教改革の一事に在りと謂はざるへからす今や本章に於て一般に宗教の性質を汎論し余輩が日本宗教論を草するの端緒を開けり漸次進んで其本趣を叩かん

第二章 宗教と文明の關係を論ず

古人曰政者非學不至學之本神儒佛也然好一者各惡其二而
 嫉其存欲其亡我所知以為理不知以為非故探政者宜通三不
 好一矣若好一則枉政枉政則王道廢矣寔に教法と學術の兩途の經國上
 車の兩輪にして欠くへからざるの一大要具あり學術の外部を總括し
 教法は内部を管轄す内外一和して文明進歩の道完く具ふる矣我れ未
 た外面進歩の效驗あらずして眞の文化を得たるを聞かざるなり我れ
 未だ内部の靈光を蒙蔽して誠の開明を得たるを見ざるあり
 何をか文明開化と云ふ外の舊來の陋習を打破して善良の風俗に化成
 し内の迷心の暗昧を發開して自然の公道を誘致し國を富まし兵を強

くし國体の善美を盡くすを以て文明開化の眞面目とあす夫の佛國の
 ギアは開化を解釋して曰く蓋し開化に二種あり一は物の開化、二は
 心の開化なり物の開化といふ万物皆古への不便利を去り漸々便利自由
 の事を得るに至るを云ふ例への太古は在りては舟車なく以て隔絶の
 地に至るまで能はざりしも后ち漸く之れを考製せり然れども只に風
 力人力のみにては未だ以て至便とするに足らず近來蒸汽の發明をさ
 ずに至りて便利始めて完し太古事を通するに只飛脚なるものに依頼
 せしも後ち漸く郵驛を置て之れを助けり方今更に進んで電線を以て
 言を頃刻に通するに至れり太古文字を相違はされし言を通するま
 までを得ざりしも后遂に書を造て隔世殊域の人と坐談するまでを得た

り方今更に印刷を發明して一刊以て万紙を書するの勞に代ふ太古物
 に畫くに必ず丹青を假れり今や山川人物も日影を假て無勞に眞を寫
 し得るに至る斯の如き事畜ふ千百のミならず皆な人智開明の爲す所
 よして悉く人間世上の幸福を増進する所以なり第二心の開化とい昔
 時野蠻の殆ど禽獸に似たるものを變して今日の人たる地位に至らし
 めたるものを稱す例への太古に在ての人々皆な裸躰にして無衣以て
 慚るとなく同類相食を以て憚る所なし僅に水草を追ふて生活するの
 ミ豈禮義忠孝を務むるの意あらんや然るに氣運變遷し人文漸く進
 むるを知り禮を行ひ道を踐む義を貴び我が欲するものと雖とも與へさ
 れり狼りに取らす吾か吝むものと雖とも事おれり輒く人に與へ或の

身を殺して仁をなし或の我れを離れて理を從ふ是れ即ち心の開化な
 るものにして方今の人類か昔日お殊なるとあるありと蓋し物の開化
 との學に由て知識を擴充し事物の條理を究め利用を興して以て幸福
 を助くるの謂ひあり之れ文明の末流にして所謂心の開化とい教に
 依て見識を高尙にし禮義廉耻を知り人道を盡くして以て天理に通す
 るの謂ひあり之れ即ち文明の本源ありとす然るも徒に名稱を泥とて
 外部にのみ汲々とし内部の神理を蒙蔽して人道の方向を誤る凡庸
 人の常にして例への水火の一日も欠くべからざる要具なれども一朝
 其用法を失するときは世の大害をなすに至るか如く徒に名目に粘着
 して其實を失するときは奢侈に流れ狡猾を長し管見に誇り尊長を蔑

視するに至り其外面ハ文明に進むに似たれども内心野蠻に陥るの弊
 害ありて存せり孔子曰文質彬彬然後君子と之れ内外完全たる文明開
 化の眞面目を云ふものにして開明進歩の標的とあさるへからず故
 に人たるもの本心の守り堅固にして外本分の事業も勉勵するときは
 人倫の公道を誤らすして天賦の權利を擴張することを得へし斯くの
 如くにして始めて一大文明の美稱を海外に轟かすことを得へきなり
 然るに方今の世態を概見するに外面の進歩の効驗看る可きものあり
 と雖ども内部の一方に於ての措て問はざるもの、如し故に榮譽を企
 望して却て醜名を流し富貴を得んとして却て貧賤に陥り欲する所皆
 得ず求むる所盡く失し徒に精神を勞して其成效を見る能はず是れ外

面の一方又偏して内部の靈光を蒙蔽するか故なり眼を放りて世上の
 在權を見よ文明一步を進めは人心一步の狡猾を長し法律一分を精く
 すれハ惡徒一分を熾んにするの勢ひあるよあらずや嗚呼之れ斯の如
 くよして焉んを眞の文明と謂ふべけんや
 夫れ然り果して然らば人類社會をして眞誠の文化を得せし宛んとす
 るに於てハ必ずしも外部にのみ之を偏せす内部即ち人心の改良を務
 め貪慾我慢の忘心を解除し根本の障礙を祓除せざるへからずギツ
 の所謂心の開化を取らざるへからざるなり
 文明進歩の基礎たる一心の究理内部の開發にして其方向を正しくし人
 々皆其本分に穩坐するときは忠孝貞實教へすして至り愛國の心情は

傳へずまて覺り社會の親睦も誠めすして整ひ上下一心國權亦從て大
あるよ至る内部人心の改良其文明も關係する亦誠に鮮少にあらざる
なり

然らば則ち内部人心を改良するの方策の果して何れに在りや或の曰
く之れを改良するの策只一人智を養成するに在り人類にして智識
を有するあらんか其内心の護りを約にし人道を全ふするに蓋し甚た
容易あるものありと夫れ然り豈夫れ然らんや假令知識の外部の文
明を進捗するに力移りと雖ども内部の人心を改良するに力なきもの
あり見よ夫の嬌蕩の情書の能文者の筆に成り贖金を製するに名巧者
の手に成り擬筆の能書の人にあらされの能はず謀叛の智勇の者にあ

らされの爲し得ず此等皆決して愚蒙の徒の成し得る所にあらず唯知
識あつて始めて成し得るところあり古來博學秀才の士君子にして往
々内部の本心を修むると能はず爲めに社會を妨害し一族に困難を興
へ一身を破壊するものあり之れ則ち人慾の勢焰猛擣にして知識上の
力を以て之れに抵抗する能はされのなり蓋し知識あるもの前に
も陳へし如く道徳を鞏固にし醜惡の弊習を防制するに於ての實に効
力を有せざるものなり夫のアセンズの古昔を見よペリクリス侯の世
に在つての人民智識の猛進精練せしと古今其比類なく至府の生民盡
く理學の書生藝術の品評者たりさせノフホソ氏曰く當時鐵工靴工革
匠等相集まりて學者の議論を聞くのまならず各自皆市場も來り新工

奇製の品物を評定せしに其評案皆悉く何れの時代にも尊重せられたり。と夫れ斯の如く智識の上達甚だ驚くべきものあるに拘はらず人民の神心の果して如何そや實に其品行の不正にして醜惡言ふへからざるものありしに拘はらずやプラトオの其アポソオスの中に於て當時の状況を述べてアセンスの名狀すへからざる醜俗中に在て獨り一黠の瑕玷なきものソクラテスのみと云へり一國文明の極點に達すへき希望の知識のみを以て之れを達し得へからざることを證するに足れり。人皆人道の履行せざるへからざるを了知せざるに非ず之れを領知しなると其行爲の其思想と併行せざることを若何せんや實に人生

の困難の之れを知ると雖も之れを行はざるに在り是を以て一國の教育學術如何に整ふと雖も又容易に人々の行爲思想を支配するものと能はざるものあるなり

ソクラテスは智育を以て人生の道徳を保全し得ると確信し凡そ三十二年間アセンスの市井に奔走して熱心に其國人を善良に導かんと企てたり然れども氏が教育より生したる結果のアセンス人民の智識發達の一事に止まりて其人民の道徳を改良し其醜俗を更正するよと能はざりしあり氏が門弟あるアルシハイヤサスの雅と放恣無頼の徒なりしか氏が之れを教誨薫育し百方工夫して善に遷らし然んとせしに拘はらず遂に化すること能はず頑率よして一生を終へざるよわらずや蓋

し教育あるもの之れを要するに或は命し或は禁するも在るの之是
 の故に設ひ是れに由りて或は道徳を保全するも足るとなすも余輩の
 未だ之れを以て満足する能はざるなり何となれば其教誨の強制に由
 り勉えて正義を行ひ勉えて道徳に遵ぬもの之れを自から正義に化
 し自然一身の感激に由りて道徳を遵ふものに比すれ其間日を全
 して論すへからざるものあれなり見よ教訓の強制に徒らに外面の
 品行を端正にし得るも内部の意志を改良し德行に活潑なる發動を興
 ると能はざるものにあるにあらすや乃ち余輩の希望するところの
 外部の強制に由らすして自ら正義を化し自然一身の感激を由りて道
 徳に順ふの事は是れなり吁々盲人を相けて其足の向ふ所に從て遠きに

達せしむると自家眼目の視力に由りて進行するものと其得失果して
 孰れらや

智識果して外部の文明を進捗するも足らす其之れを進捗する所以如
 何余曰く宗教其もの力なりと蓋し前にも述へし如く教法なるもの
 は一國人民の内部を支配するものにして夫の勢焰猛悍なる人慾を祓
 除し貪慾我慢の妄念を蕩滌し能く人心の内部を改良せんと欲せし豫
 かしめ各人をして自愛心を喚起せしむるを要す自愛心一たひ人心を
 支配するに至れし其自身を愛するの餘り自然他に接するも誠實の心
 を以てし慚愧の心胸中より宿り我見に偏執して公道に悖り或は愛河を
 溺れ或は慾海に沈んで其事業を全ふする能はざるか如きとあらざる

可し何となれい他人を愛する所以の則ち自ら愛する所以にして私慾を絶ち公道を基く所以の則ち又自ら愛するの極正に是に至れるものなれいなり一身を愛せざるもの曷すれり私慾を絶たん又焉くんぞ公道に基くを必せんや自愛心起つて始めて仁義忠孝の道徳を喚育し正直眞實の天質を具へ一心の究理内部の開発をして其方向を純粹からしめ所謂文明進歩の基礎を得へきあり

宗教果して人類の自愛心を發生せしむるの力ありや否蓋し余か前章に陳辨せしか如く宗教の基本の公正を先きにし慈愛を主として人類の幸福を保全するに在るを以て其説く所概ね自愛心を發せしむるものにあらざるなし何となれい公正の念慈愛の情の人類自愛の極始め

て起るものありかり夫の佛教が衆生の性徳を顯はし耶蘇教が天帝造化を論する一として人民に敬愛の念を起さしめんとするはならざるはなし之の敬愛の念を起さしめんとするの則ち人民をして自愛の心を起さしむるに外ならざるあり自愛心一たひ起れい則ち誠意正心の事従つて生し内心五常の發顯を誤らそ外面五倫の交際正しく内部の文明を進歩する蓋し期すへきものあるあり余故に曰く内部文明を進歩するの宗教の力ありと

羅馬紀元四百年の末羅馬帝國は日耳曼地方蠻族の爲め亡滅する所とあり社會の局面俄然一變し文學技藝其他凡そ人心を高尙又誘導へき事物の全く地を墜ち社會を支配する所のものは只武斷腕力ありし

のみ此時に當り獨り天理の貴ふへくして腕力の恃むに足らざるを主張し無知不識の野蠻種族をして稍人道の何物たるを知らしめ以て其凶暴を寛ふし漸次其氣風を薰陶感化したるもの實に羅馬教會の力なり英國のフレデリックハリソンハ其宗教論中言へるあり曰く人の婉曲なる思想を以て足れりとせず社會の單純なる觀念を支配せらるへかゝす即ち敬崇服事の目的を要するものあり人生の更新の天然の敬崇心に依らざるを得ず此更新の本原は基つかすして世の改良更新を企圖するの甚だ謂われべきこととす

嗚呼公義信實仁惠の原理を取て公私に之れを教誨し又億兆の毀譽興論の賞罰を以て此諸徳を獎勵し其不善を壓抑するもあらずんば人類

の形狀果して如何の鬼域に沈没するを知らざるあり其之れを教誨引導するの標的の宗教にあらすして抑も何なるや宗教の實に人生の標的となり道府とあり風俗の醜態を改良し社會を風化するの力あるものあり能く文明をして其極點に達せしむるもの實に宗教の力也

神武皇帝始めて大和橿原の都を定め賜ひしより星霜幾んど九百餘年頻りに開國創業の蹟を垂ると雖ども未だ曾て文物開明の實あらそ神后三韓を征服するに及むて始めて彼國の文物制度を我國に採用するの志あり尋て應神の朝始めて文學の來朝するあり裁縫の術亦其端を發せり允恭の朝良醫を求め降て雄略の朝初て養蠶の事行はれたりと雖ども未だ以て文化を稱するに足るものあらざるなり其後欽明の

朝に佛教東漸せしより以來諸種の事業を興起すると多く尋て聖徳太子出づるに及び世間の學術文藝駿々として其歩を進先十七憲法を制定して政治の基本を定め三大經書を註して解脱の大道を布演し我國の文明此時に至つて始先て光輝を放り至りし其史を誦するもの、能く知るところなり實に我國文化の基本の其始め端を佛教の東漸に發し聖徳太子が内部の文明を興起せしに在りて存す宗教が社會の文明に重大なる關係を有すると特に明言するを俟たざるもの、如し、然りと雖とも宗教の文明に於ける豈其利あつて害なきものならんや

シヨンプ井リヤムドラル氏曰く第四世紀より第十六世紀に至るの間歐洲の文運衰頽の羅甸耶蘇教即ちカトリック教の責に任すべき所

ありと夫の宗教改革時代の識者の古今の形勢を比較して曰く道徳の振のす智識の進ます而して社會亦殆と改良せず不朽の聖府の其壯麗を失ひ美大の宮殿の其圓柱を損し嘗てオーガスタスの揚々誇言せる白石市街の今や復た之れを見るに由かす水道の敗跡は荒蕪のカンパグナに存して徒ら寂寥の色を呈しシーザアの殿趾の塵埃山積空しく禾稷の離々たるを見るカピトルの牧羊の場と變しフエールムの牧羊の林と化す遊廓あり花園あり噴泉ありシカラカルラ温泉場は已に既又荒廢に版し其趾の香木森立自然に一種蒼天井の螺旋堂を鑲成す彼の有名なりしコリシヤムの中古城砦と變し遂に王殿材料の石切場と化す石垣の鉄紐の已に鼠賊の偷む所とあり柱壁の水畫の曾て風雨の

爲めに洗ひ去らる唯草木のみ亡國の憂ひを知らず其荒跡に繁茂し遂に植物家をしてセフラウワーオフセコリシヤムを作り其五百廿種の花あるを知らしむアウェーナン丘に繁茂したるマルマイル樹の殆んど其種を滅し帝國に技葉を繁殖したる桂木も亦永く長春藤と交代せりこれ亦頽廢の一と云はんかと之れ實に宗教の爲めよ起りたるの害悪なり然りと雖ども斯の如きは則ち宗教固有の弊害にあらず當時法王の之れを導きしに由ると云ふも敢て謬言よあらざる可し之れを要するは當時の羅馬人の宗教の眞信者にあらず宗教を以て社會を害せんと務めたるか如く夫のウヰリヤムマルメルスプリーの言に羅馬人の唯黄金をのこ是れ求む若し之れに與ゆるは黄金を以てすれは何等の

神聖正義をも賣らざるとなしと言へるは蓋し當時の在様なるへし當時の寺院の實に金銀を集むるの器械となり巨多の金額を國中より收歛し更に口實を逞給して之れを諸國より攫収す就中尤も惡むべき彼の特赦免狀の商法の如きものあり實に當時の耶蘇教の人民掠奪の技術と云ふも決して謬言にあらずるものゝ如くなりし其文明を害せしや固より大なり然れども之れは是れ宗教固有の弊害ならざるを以て余輩は只正當なる宗教の社會に起らんとを望むと切なる耳

以上陳述する所に由て之れを見れば宗教か文明の發達に必要ある所には自ら明瞭あるへしと信するなり余輩の之れより進みて宗教の辨力を分説せんとす左に古哲の言を陳して以て本章の論意に局を結ん

んサージョームスマツキンツマンニ曰く信仰に由りて義とせらるゝの
 教理は民権自由の基礎なりビニーム曰く英國の民権自由を得しもの
 は宗教改革の具結果たるビニータン派の説教は基くと又曰く夫の實
 奴の廢棄に至りたる變動も此れと全源より萌芽したるありと又曰く
 英國議院に於て英領西印度の奴隸廢絶よ付き第一の動議を起したる
 サーフオーエルボツストン氏か其始め斯の變革に念を起せしハ氏か
 或る會堂にて基督教の平等主義を唱道する説教を聞きしに基けりと

第三章 宗教ノ効力ヲ論ス

凡そ天下の事一利あれば必ず一弊あり近世一種不良の徒能く刑律の
 事を知るか爲めに百方奸曲を巧くし法制の弊す限りは背義破廉の行
 ひをなし其犯罪に至らざるを名として毫末耻めるとなきものあり或
 の懶惰の輩活計艱難は迫り刑の輕きか爲めに恥を忘れて刑に就くを
 喜ぶものあり近來身代限の流行するもの蓋し是れなり或の無賴の曹
 刑の輕きを甘んじて強て不義を行ひ或の偷盜を働き心の欲する所を
 恣まゝにして顧みざるものあり近年輕懲役お就くもの多きハ蓋し是
 れか爲めなり之れ皆破廉耻の甚しきものにして大に社會の道義を紊
 ると雖とも法制の以て之れを懲戒するに苦しむところあり是の故に

此等の事ハ之を已犯^ミ又責^セむるを旨^トとせす須^ク之れを未犯^ニに防^グくを要^スす可^シ其之れを未犯^ニに防^グくの術^ヲ豈^チ他^ニあらんや教化^ノ功^深く民心^ニに浸^ル入^リして自^ラ慚^チ自^ラ戒^ムむるを知らしむるに在^ルのミ然^ラすん^ハ以^テ之^レを未犯^ニに防^グくよと能^ハさる^ヘきあり蓋^シ法令^ハ以^テ其前^ヲを格^シ刑罰^ハ以^テ其後^ヲを督^スす即^チ人民^ノ甚^ク怖^ルる、所^ナり然^レども法令亦^モ時^々有^テ及^ハす是^ヲ以^テ人々^ヲをして畏^ルる、所^ナらしめん^ハより^ハ寧^モ自^ラ愧^ルる所^ナらしむるに若^シか^サる^ナり夫^レ畏^ルる、所^ナられは敢^テ欺^カす^ト雖^モ人情^ハ畏^レに迫^ツて敢^テ欺^カさる^モのハ已^ハむを得^サれ^ハなり若^シ已^ハむ^ハを得^ルに於^テハ自^ラ若^クとして欺^クある可^シ然^ルに若^シ人^ヲをして自^ラ愧^ルる所^ヲを知らしめ^ハば已^ハむ^トを得^ルる^ハの場合^ト雖^モ亦^モ自^ラ欺^クに忍^ビさる^可し是^ヲ以^テ一^國ノ平安^ヲを以^テ完全^ニならしめんと欲^セば必^ズや法令^{以外}是^ニに教化^ノ普及^ヲあらさる^ヘからさる^ナり

蓋^シ教法^ノ効力^ハ法律^ノ効力^ニに勝^ルる所以^ハ、喋々^ノ辨論^ヲを俟^タさる^カ如^シと雖^モ世上^ノ尙^々曖昧^ノ論客^ハさきにあら^ス以^テ宗教^ノ効力^ヲを認め^サる^モの^ハある^ヲ以^テ余輩^ハ特に本章^ニ於^テ宗教^ノ効力^ト法律^ノ効力^トを比較^シ以^テ宗教^ノ勢力^ハ法律^ノ勢力^ニに勝^ルる所以^ヲを明^ニにせんと欲^スる^ナり抑^モ法律^ハ其管轄^スる所^ノ範圍^頗る弘^シと雖^モ之^レ單^ニに外面^{より}して其罪惡^ヲを制^御するに止^マり人心^ハ入^ツて以^テ惡意^ヲを起^サしめ^サると能^ハす而^カも一^則一^則ノ區域^ヲを立て條款^ノ限りあり然^ル

に夫の宗教道德の其攝する所無量無邊にして天地万物も通徹し始先よりして一定の區域を見ず故に人民の事業に千差万別ありと雖も其内心の發動する所に至つて一も宗教道德の關せざることあり實に一國の法律公布の甚だ殺風景なるものにして唯之れを制して之れを人民に頒布し其約束に従ふもの之れを赦し従ひざるもの之れを罰するのみ畢竟形体の秩序を整理するの具にして人の精神を制するものあらず然るに能く其一方を制すると雖も他の一方を捨つるに於ては制御の全きものとの云ふへからざるなり故に一國の治平をして完からしめんとするや必しも宗教其もの依頼して人々の精神を制御するの方策を執らざるへからざるなり夫の亞米利加合

衆國の如きの宗教自由にして政府人を用るも亦其宗旨の如何を問はずと雖も武官に限りて必らず其國教なる耶穌宗門の人を撰ぶと云ふ蓋し他宗の人の兎角世間に輕侮せられて軍人の心を收むるに足らされはなり亦以て宗教の効力を見るに足る可し西哲曰く一國の人心を收攬して風俗を興すの方便は其國々の民情舊慣に従て同しからずと雖も各國に通して利用すべきもの宗教學事、音樂、謳歌等ありと我日本の如きの古來宗教も拘泥せざる民俗なれども僧侶善知識の一言を以て兵及既も接するの戰を和解したるの例なきもあらず又敗軍の將士か高野の山も登り國事犯の罪人か鎌倉の尼寺も入り或は舊藩藩主も士族の間に不和を生ずるか又は藩法の爲

に止むを得ずして其家來ふ割腹を命する如き場合に當り君家菩提寺の老僧か仲裁に入り或の命乞ひとて犯罪人を寺に引取るとあり何れとも皆宗教に依つて政治社會の風浪を和したるものあり耶穌教に熱心なる歐西諸國に於ての其宗教を以て國事より利したるの例甚きからす英國に於て千六百年代シロンウエルの亂に國中の人心劇烈の極點に達して當時議院の如きの左右兩黨に分れ相互ひに疾視咆哮して其の激論の底止する所を知らず人をして寒心戰慄せしむる程の情況なりしか時に一老僧の勸めに従ひ急に席を改めて上帝禮拜の式を行ひ然る後に座を定めて議事を開きしかの滿場自然に和穆の氣を催ふして穩に議を終へたるとあり爾後英國の議事院に於ての開會の前必ず

す禮拜を行ひ今日尙其例より由ると云ふ之れ實に法律規則に由て是の如きを致せしむるならず宗教の効力蓋し若斯ものあるなり近時法律の進歩大にして漸く精密を加ふるに至り世間法理を言ふもの次第に喧しさに随つては政府の施政も都て規則を重んずるの風とあるべきの自然の勢として唯規則の中に運動するのみにして規則外にの一毫の自由も得ざる事となる可し然るに人間社會は此規則中に包羅せらるべきものにあらず即ち政府規律の容量は少くして人間社會の形の大きき故に小を以て大を包まんこと固より得へからざるなり例へば鰥寡孤獨を憐れみ孝子貞婦を賞するが如し人情の世界よ於ては最緊要なる事にして一國風俗に影響を及ぼすこと最も大なる

るものなれども道理の中より局促する政府に於ては決して之れも着手するを得ず夫れ人事を御するに必要なるものは勸懲賞罰にして苟くも此事あきま於ては一國の風俗を整理するまど能はざるべしとの前段已に述説せし所あり然るも一國の法制に於ては能く道理上の懲罰即ち形体上の懲罰を行ふと雖も道德上の懲罰即ち心意上の刑懲を行ふこと能はず蓋し罪を犯すもの証左に據りて罪の輕重を量り其輕重も從つて罰も亦輕重すべきか故に恰も實物の輕重を量るが如くあして約束の書に記すこと難からず即ち法律書の用をあす由縁あれども無形の間人に懲し無形の間人に人を罰するが如き其輕重を測量すること甚易からず臣子の不忠兒女の不孝其形体は見ゆるに於ての固より之れを識るも足ると雖も其未だ形体に見はれざるに於ては法律上如何して之れを測量し又如何して之れを懲罰をへきや是の故に無形の間国民を懲戒し德義を勸誘するもの必ず法令の外に在て存すること必要にして宗教其者の効力に依頼せざるへからざるあり之れを例れの風俗厚き良家の父母の其子に命するも斯くせよと云ふに止まりて斯くせされば鞭つと云はざるか如し是れ蓋し一の成規を立て、其子に命令するよりの寧ろ成規の外も其子をして心に願みる所あらしむるの利益ある所由なり

以上陳述する所の即ち宗教の効力か法制の勢力に勝る所以を斑論せしものなり今や本章を終ふるに臨み簡單に法律の効力と宗教の効力

とを比較し之れを條陳する所あらんとす
 今更此兩効力を比照し之れが優劣を判するに當り尙一言以て法律の効力如何を推論す可し試みに刑法第二條を見よ曰く法律は正條なきもの何等の所爲と雖ども之れを罰することを得すと蓋し人の行爲たる其事或の不善不義にして社會人民の厭惡忌避するものと雖ども法律は正條なきに於て之れを罰することあらざるを謂ふあり言を換へて之れを云ひ、法律効力の度の正條ある部に止まりて正條なき部分及のざるの謂ひあり夫れ成律は在りて立法學士が深思熟慮して万般の悪事を想像し社會の安寧を妨害する行爲を枚擧し毫も漏す所なかるへしとい雖ども是れ限りある人智を以て限りなき社會

に未だ發顯せざる万般の行爲を想像するは過きす何ぞ之れを外にして又決して社會妨害の行爲なしと謂ふへけんや一步を讓りて姑く立法學士が其知識勞力を以て社會一般の情態を熟視し社會の安寧を妨害するの行爲の盡く法律正條に網羅し盡したりと假定するも惡漢の愈々惡智を凝らし奸才を逞ふし以て刑罰を免かれんとするもの亦多きに至り法律の結構緻密周到なるに従ひ惡漢の奸智も亦緻密周到を加ふるあるへし之れを例ふれば奔馬を追蹤するか如く従つて追逐せられ従て奔逸し遂に追及し得ざるか如し法律の社會に於ける其効力の度蓋し知る可きなり
 宗教の人を罪するや決して法律の如く正條なしと雖ども貴重なる良

心之れを責め社會の公理之れを罰す其正條なき所以の則ち却つて罪
 人を漏脱せざる所以にして凡て人類社會の惡事の擧つて其中に包羅
 せらる見よ法律の正條を掲て一般に公布すると雖ども文字の知識を
 有せざるものゝ在りての従つて之れを了解するに苦しますんゝあら
 す且又箇條の繁多に渉るか如き特別之れを記憶することの難さ
 が爲るお不知不識の間之れも抵觸すること亦なきしにもあらざる
 へし宗教の則ち然らず元と各人の良心なるものゝ天の賦與する所に
 罹るを以て其良心を以て標準とす所の宗教道德の各個人は本心に
 識了し附着し銘記して離るゝものゝあらす以て之れを忘却するの患
 あらざるへし之れ宗教道德の効力遠く社會の法律に勝る所以の第一
 なり

宗教道德の犯罪に至つての良心之れを罪し社會之れを罰す其犯罪の
 輕重に依り其責罰適當として秋毫の誤謬あることなく犯罪の種類千
 差万別なるに於ては從て其責罰も亦千差万別なる可く人々心膽の大
 小氣象の勇怯身体の強弱とを問はず各其責罰の感觸に至つての同一
 に出て深淺多少の差ほらざる可し法律の則ち然らず心膽の大小、氣象
 の勇怯、身体の強弱に由り其刑罰責任の感觸を殊にすることある可し
 是れ宗教の効力法律の効力に優る所以の第二あり
 次きよ宗教上の犯罪糺治に至つての太奸兇徒其智辨を飾り虚舌を鼓
 して其惡事を隠さんと欲せと雖ども僥倖に責罰を免かるゝ能はず又

輕罪のものか不幸に過當の大刑罰を受け冤枉に泣くか如きことなし
實に宗教上の責罰の嚴密よして確實明白秋毫誤ることかし夫の法律
の則ち然らず時に或の僥倖に責罰を免かるゝものあり不幸に過當の
刑罰を受くるものあきにあらず是れ宗教の効力遠く法律の効力に勝
る所以の第三なり

次に宗教道徳は特り人生の行爲が外形に發露するに至りて始めて
其作用を起すのみに止まらず其行爲の未だ形跡に發せざるの前は於
て亦其制裁の力最も著しきものなり夫の法律の然らず其犯罪思想の
部分に在て形跡お露はれざるの間は之れが制裁を下す能はざるあり
然るゝ宗教獨り能く之れを制裁す是の故に夫の行爲を未發に防止す

るの効力は宗教か特有する所の効力と云ふも亦不可なかるべし是れ
則ち宗教の効力遠く社會法律の効力に出づる所以の第四あり
宗教道徳の効力其遠く社會法律の効力の上に出ゆるものあるや斯の
如し蓋し宗教の社會は必要なる所以なり余輩は是れより歩武を進め
て宗教の必要なる所以を分説せんと欲するあり

第四章 宗教の必要を論ず

善養生者不恃藥石而恃所以不服藥石者善治國者不恃法制而恃所以不用法制者夫法制者爲治國之具然而聖人常先教後法者蓋治國之道在德而不在法也廉耻成俗人々自愛不敢犯法如此則法制無所用也故曰導之以德齊之以禮有耻且格由是見之法制則所以輔教化而非治道之大本也如佛蘭西法制之精且備無出其右者也然而其俗桀悍輕浮喜事好亂而英則不然此兩國之所以異其理亂可以觀治道之所存也夫法制之與教化勢不可並進彼彌進則此愈々退是以歐米開明諸邦務振張其教道以固其根本而繁法之弊輒毀風俗識者以爲大患也且夫禮教者邦國之元氣興亡之所以繫焉也今戕賊其元氣破其肺腑而唯藥石之是任其存一日之命者幸

矣嗚呼宗教の社會に必要なる蓋し斯の如きものあり文明の宗教を以て完全に政治の宗教を以て美を致す亦誠に輕忽よ附とへからざるあり蓋し宗教を論するよ二種の別あり其理否を論するもの一あり其用不用を論するもの二なり然れとも第一問題の緊要なるよどの第二も勝る万々なり何とされん茲よ其理否を證せば其用不用を斷すること易けれのあり

唯夫れ然り果て然らぬ宗教か社會に必要なる所以の余輩か前章に於て宗教の理論をなせし由りて自ら明瞭なるへしと信ず故に余輩か本章に陳ふる所の只簡短に之れか必要を陳列するよ過さざるのこゝ宗教の社會の爲に何をか爲す宗教の一個人に向て何をか爲す宗教の

信仰より社會に幾多の利益を生ずるや、人類の宗教を要する所以は何
 ぞや、宗教の信仰は一個人をして善に遷り徳に進ましむるに幾多の影
 響ありや、宗教の人類に如何なる性質を發育するや、之れ余輩が宗教の
 必要を論するに當りて述べざるべからざるの要點あり蓋し宗教が社
 會の文明を進捗するに力ある所以及び其社會上に及ぼす勢力の如何
 の既に前章に於て之れを詳述せしが故に以上の問題も亦た自ら明白
 ならんと信するあり夫の社會の道德を教導するに於て宗教の必要を
 する所以を説く論者常に説をなして曰く道德の何物たるを人に教へ
 るは唯り宗教に在りと又曰く嘗て人類の認了せる道德の高きもの
 昔な宗教に因源せりと又曰く天助を假らざる理學者流の泰斗と仰か

るゝもの其精美の極に達せるときたゞ尙之れを宗教道德に比肩せし
 れば其優劣日を企ふして語るべからずと又曰く理學者流の能く達し
 得べき道德の其平凡知り易きものと雖も衆人の考ふる所に従へば
 フブルウ書或は太初の神託より傳ふる曖昧なる口碑も助けらるゝと
 云ふ會て之れを取て直ちに億兆の人に認めしむるを得ずと又曰く道
 徳の淵源神明に出づるに在らずんば安ら能く一般の人類之れを用ひ
 之れを信し之れを允可するに至らんやと又曰く人類の意思能く人を
 して規律に従ひしむるに足るも世に宗教の思想なかりせば何を以て
 夫の規律なるものを知るに至らんやと蓋し人を導て國の福祉に我が
 主眼の目的よして他の目的の能く之れと併行すべからざるの説を信

用せしめ又實地に之れを人生職務の最大なりと感せしむるを得り之れを導いて天下一般の福祉に對し人々義務の存する所由を了せしむるよし難きに陥らず天下の福祉を目的とするが如き大且つ智めるの意見も本ゆける道德の教は衆庶の爲も一個人を損することなく又一個人の爲先に衆庶を損するとなく一に職務を盡すの地位を與へ又一の道たるを得べきなり

ワシントン曰く國の繁榮を來らしむる所の性情風俗は必らず宗教と道德の撞柱に由らざるべからず又曰く人間福祉の大柱石人々義務の至堅柱なる宗教道德を務めて傾倒するものは國も盡くす所ありとは

云ふべからずとルーソー曰く凡る社會の安全平和を得んとするに人民其職業に安堵して社會に盡くすの義務を怠ることなく君長は正實を以て下を統御し有司の廉耻に由て其命を奉し兵卒は社會の爲に死を輕んじ以て相結合するの外他に術なしとす蓋し宗教の勢力大なる所以なり

宗教を排撃するの論者は大概ね古今宗教に由て發生せる實害の尤も著明なるものを責むるを以て満足し上ハイコセテヤ(希臘神代の女名)あして其父罪を神は獲ること有つて是女を犠牲とあし以て神怒を解かんとせしが幸に神其無罪なることを知り羊を以て其死に代はらし先しと云ふ口碑あるものか祖に上りしより下もルイ十四世かダラコ

ナート(佛國にて隊を結て耶穌新教徒を殺戮せるもの)に至るまで宗教の名に由つて人類相屠戮することの陸續究期なきの更に引證を用ひす等と言へり是の醜惡ある事蹟の全体の宗教に屬するの弊ならん事ら二三教派に屬するの弊あるか故に獨り斯る罪惡を獎勵せる教派の之を排撃するの議論とあすべくして以て他教の弊害を證するも足らず蓋し今日に在りての宗教に由來せる不善不徳の弊害の陸續除去せらるゝに至れり又久しく宗教の眞旨として世に尊崇せられ之か爲めよの生命を惜しまず戰闘せしものも今に至りての宗教の眞旨あらざるを了解し弊害の他は宗教の存するあるを知るに至れり然らば則ち是の弊害の已む過去のことでよして今日に至りての宗教を排撃するの

論議とあすへからざるや明かなり

眼を放りて米國人の性質を見よ夫の米國人の善く治國安民の業を成すに勤め殊に最も修身齊家の事を謀るの志尙を有す蓋し米國人は正教の箴規に於て人は其一身の生計を謀れと言へるの警語を尊信すれりなり已に一身の生計を謀り修身齊家の事を成す又勤む則ち之れ治國の端緒にして漸次安民の業を成すを得可きこと言を俟たざるなり若し夫れ未だ其一身を處するの方を知らざるに於ては則ち焉んぞ能く其一國を治むるの術を施すに遑まらんや斯く米國人の一人以て善く修身齊家の事を謀り一人以て善く治國安民の業を成すまど勤むるの氣習を存す之れ米國人の品行を論するに關し常に内外人の等

しく注意する所あり今若し米國人の身上に就て考察することの愈々密に愈々細なるに及べり必らず豁然として米國人の公義に服し公道に順ひ律令を貴ひ政府を敬する品行の甚だ厚きことを解悟するに至る可し若し或は此數者にして他人の侵犯を受けんとし或は脅迫を蒙むらんとし或は社會の危難に陥らんとし或は國本法憲の動搖せんとする時に會ふや平素家事を治先一身を慮するに勵精ある米國人は必らず一己の私事を抛擲して一國の公事に奔走し自から任して以て之れか經營をあす其氣象の凜冽にして其志向の堅固ある實に當るべからざるものあり蓋し其力を國事に用ひる斯の如く夫れ深きか故に遂に奴隸の惡俗を凝絶し又新約克の攻圍を碎破したり夫の米國の政治

家の往々よして哲學を好むの性分あるを以て米國人の實に忠信なる所以を證するも足れり昔時行客の大爺たる諸人か米國に航行せしときに於て始先て政教の二者の各自も靈妙の体を具し且つ活動の力を有するものありとあすの新説を載到せり遠く當時を回顧すれば彼を行客の大爺たる諸人の遠行を志し郷國を出て一身以て三千里外の國土に赴くや其本國に教職牧師を殘し本寺末寺を留め且つ國教の壯觀を棄てたり然るに其航海中に在るや富論威爾爾船號の船房には信徒あり遊生あり又治平の兆たる神鳥を感きたる者あり是れ恰も太古大洪水の時に於ける那巴の船房を見ると一般ありし且夫れ諸人の其本國に國王縉士を殘し公會衙署を留め且つ政府の美觀を棄てたり然るに

其航海中（イギリス）に在るや「富倫威爾船」號の船房に在つて創体の政府を建て公道の論を持し禮序の式を立て且つ律令を設くるの説を演し而して其律令を制定するの共同の利益の爲め船中に在る諸人の公撰したる官長に委託せりと云ふ是れ實に米國開始の諸人の性行如何を考証するに足る且つ夫れ米國人の聰明敏達あして學を好む智を研み獎倫の理及び政治の法に於て一も講究せざる莫し今や其理愈々明くに其法愈々完くして決して易ふべからざるに至れり抑も此理及び此法たる宜しくこれを唱ふるに蘊奥の實理及び極致の眞法なる名稱を以てす可し是の故に法律や政治や自由や若し亂人の爲めに侵冒せらるゝと違へり則ち米國人の百方これを扞防し其生命を棄て以て相抗敵せん

とぞ夫れ羅馬天主教徒の祭政惟一を尊重するものと雖ども一見以て米國人の忠信なる能く國事の爲先に身を致し力を盡くすことを知るゝる可し

蓋し米國人の宗教に於ける其關係大に稱すべきものあり而して最も宗教を擇ぶに巧みして其宗教管理の方法亦大に整頓するところあり爲に大に米國人の性行をして他州人に優るの規模を有せしむるものあれりなり

以上論する所に由りて之れを見れば宗教の社會に鴻益ある亦自ら明瞭ならんと信するあり即ち宗教の社會に必要な所以も自ら分明なる可し蓋し宗教の効力如何の前にも述べし如く本編前後の數章は於

て詳述しやうじゆつするとあるあり故に只本章に於ては短簡たんかんに宗教の社會に及
 はず利益の影嚮えいようを臚列ろりつせしに過ぎざるのみ讀者乞ふ本編前後の數章
 を參考さんこうするところあれ

第五章 信仰自由論(其二)

何れの宗教を問はず其之れを信仰するの皆人々の精神心意に係るも
 のにして完まく社會の法律と相關あひかせず及び國政の管理に属すへきもの
 ありあらずるなり蓋し國政法律の其權力を社會人類の行能に及ぼす
 ものありと雖も未だ人々の心思意見の上及ぼすもれにあらされり
 あり夫れ法權及ふ所の疆界の顯明にして皎著なるものあり其法制の
 人類の形貌上ぎやうぼうに關するも其心意上に關するものによりあらざるあり是
 の故に宗教に於ける各人の信仰心の國家法制の得て左右すへからざ
 るものにして即ち宗教信仰は必ずしも自由ならざるへからざるなり
 之れ實に天理に出づるものにして即ち信仰の自由は人生天賦の權あり

りと謂ふも決して過言ああらざるなり
信仰の自由實に天賦に属す此權利は近今法學の開明に由りて始めて
生したるものにあらず以て人世法の束縛を受くべきものゝあらざる
なり何とされん此自由の權は天の直ちよ人の精神心意に賦與せたる
とあるのものなれりなり

天實に此自由權を賦與す此權決して人世の諸法に關するものゝあら
す此權利の自由を認許し此權利をして安全ならしむるの國政が負擔
する所の義務ありと明言せざるを得ざるあり
信仰の自由を與ふるを以て始めて國家の要則となせしは實に亞米利
加之功と云ふ可しカルビン教派の教士にして敬神の心最も深厚なる

ロゲルウ非リヤムの千六百三十六年英の一番屬地プロヒデシツエに
於て自今奉教の事に就て決して強威を施すべからざる旨を
布令せり然るに其他の諸藩地に於ては當時各教派相惡むと敵仇の如
くありしが故に大にロゲルウ非リヤムが意表の法令に驚愕せり然れ
ども英國王の能く此法令の善惡可否を思考して遂に一千六百四十八
年之れを採用し眞實の法令となせり當時の人民の皆な惴々として之
れを憂へて曰く若し政府が全然に政法と教法とを分離し且つ奉教自
由の制度を天下に布くとあるや其弊害たる一に國民をして異端に
陥り邪説に惑ひ是非を錯亂し曲直を顛倒するに至らし先一に羅馬
天主教及び偶像教の信徒の時機を乘じ恣に其教主を推尊して惟々命

に之れ従ひ或ハ宗教ニ惑溺して國法ニ違犯し且つ民事に於けるも亦
 國王の命令に背戾するを以て教門に對する義務を盡すと爲すに至ら
 んど此の如き反對説の起發せるに際しウヰリヤムの極先て巧妙なる
 譬喩を設け以て之れを辨明して曰く例へば海上に夥多の船ありて毎
 船に禍福を共にする數百の生靈を載せ以て航行するを見る是れ恰も
 邦國社會の形狀を模寫するの眞畫となす然而其船中にハ天主教徒あり
 新教徒あり回教徒ありて同搭するも假想せよ余の常に主張する信
 仰自由の持説ハ其意義を約すれば二條に皈せ曰く該船の船長ハ此等
 の諸教徒を要強して自己の信敬する禮拜式に従ハしむること能ハす
 曰く船長ハ此等の諸教徒を要強して各自の信敬する禮拜式を廢せし
 むること能ハさるありと又曰く此の如く一船に同搭する人々の皆其
 自由信仰の權利を有す然れども船長たるものハ本船の針路を指示し
 西せんと欲すれば則ち西し東せんと欲すれば則ち東し水夫と旅客と
 をして親睦懇和し相互に道を履ミ義を守らしむるの權利を有す故
 若し水夫として其職事に勉先す且つ護船の責に任することを嫌ハ
 旅客にして船錢を納れす且つ該船の例則ハ順ふまを厭ハ悻慢驕傲
 以て船將ニ抗し士官に敵し或ハ耶穌の教道ハ万人を平等視するの說
 旨を辭柄となして貴賤上下の別を無視し以て上官下士の法を執リ律
 を司りて罪を論し罰を科するを非理ありと演説し或ハ論辨するまど
 有らば則ち假令ハ其口實と爲す所のものハ何等の名義ニ係るも船長

ハ此犯人罪狀の輕重に應じ相當の刑罰に處するまを得へしと
 一國政府ハ其人民に於ける亦此の如し其人民の信奉する宗教の如何
 を論せず均しく是れ一船に同搭せるの人なり已に一船に同搭するの
 人なれ其或ハ帝と稱し或ハ王と稱し或ハ統領と稱するもの、命令
 を奉載し敢て背戾すること亦かるべきは言を俟たず然りと雖ども之
 れハ帝たり王たり統領たるものは決して各人ハ信仰する宗教のまど
 に干渉し以て其自由權を制限すること能はず即ち信仰ハ自由の地位
 に立つべきなり若し能く此原理を推論せし則ち決して信徒ハ自ら上
 權を僭占し帝王ハ抵抗し若し其の政府に背違して國政を紊亂する等
 の事なきや知る可し是ハ縁て之れを觀れの信仰の自由ハ壓抑の政治
 と對立すべからず又騷亂の世態と並行すべからざるものたることを

領解するお足らん

凡そ人民にして政府の命令に順從し温和にして忠節を持する限りは
 宜しく其人の自由に宗教を信仰するま任かすべし是れ實に治世の要
 訣にして苟くも爲政の方術の巧妙に出でんことを欲せし則ち人民に
 此自由を與へざるべからず夫れ人民の住居する土地には必らず其任
 憑又上天に奉事する自由の存するあり之れ各人の上天に奉事するは
 其良心に於て是とし信するに因由するものなればなり之れを如何る
 此自由を束縛し以て治術を謀ることを得んや蓋し前も述べし如く
 是等の事ハ是れ政府の特權を以て管知すべきものにあらざして専ら

人々の性分内よ蘊存する権利に係れりなり故を以て政府は毫も此各人の固有せる権利に干渉するよとを爲さず其之れを自由に放任するを可なりとす

第一國教を公定する爲めに諸般の律令を設立すべからず

第二租税若しくは其他の名義を以て人民よ教門費の供出を要強すべからず

第三宗門禮拜の執行を要強すべからず

第四人々の良心に従ひて宗教を信奉するの自由を制限すべからず

第五人々の崇信する教義を講説するの自由を抑束すべからず

然るに中古基督教漸く蔓延するよきに於ては未だ曾て此理を知らざ

りしが故に頻りよ火及び劍を用ひて此神教を傳播することを務め而して勝者の必らず敗者をして己れが信する所の教に服せしめたり是の故に其始めは敗者決して基督教に心服せず只之れを口よ誦するのみなりき然れども此の如き強迫の手段ハ基督教の本意に背き且つ國家真正の法と相戻るものあるを以て近時は一般に良正の原則を認用するよととなれり

普魯士の憲法に曰く國內の人民ハ各々信仰の自由を充分よ有す可し國家敢て憲法を以て之れを障礙するを得ず凡そ何人に論なく神道に就て私に自己の所見を述ふるハ必ず國家の規律よ遵ふを要せずと又曰く奉教の自由神道に就て會社を結ぶの自由及び尋常家内に於て禮

拜を爲すの自由公然に禮拜をなすの自由等悉皆之れを保護す可し凡そ民人たるの権利及び公民たるの権利を得ると否とは其奉ずるところの教派に關係することなしと

佛蘭西一千八百十四年の國憲は曰く各人皆全しく自己の教派を奉ずる自由權を有し且其敬神の事に於て皆全一の保護を受く可しと然るに歐洲南方の羅馬人種各國に於ては今仍は全く此自由を與ふるに至らずして大に制限する所あり例へば葡萄牙一千八百二十六年の國憲第六章に曰く獨りローマカトリックの終始葡國の大教たる可し其他の教派の唯外國人其家内の禮拜に於て奉ずるを許るす但し決して公然たる標牌及び殿堂を建つるを許らざすと瑞士合邦に於て千八百四

十八年の國憲にて尙ほ全く信仰の自由を許可せざりし世の普く知るところなり即ち曰く既に認許せられたる基督教派に従て禮拜をその自由は合邦中悉く之れを保護す可しと他の教派に従て禮拜することとは之れを許さすとの意なり然るに其二三邦に於ては其邦憲中に於て何れの教派たるを論せず充分に信仰の自由を認許するの法を立てたり實に政府の臣民をして必らず某の一教を奉ずべき旨を指令するの權並ひに必らず禮拜堂を詣てして禮拜を行ひ或は罪科を懲悔すべき旨を指令するの權決して有るまどおし去れども此自由權の只此自由權を有するに堪ふべき成人以上の者に與ふるのみ夫の東ロー及び中古の各國に於ては基督教を皈依せずして異端を信する者の

必ず大罪人となせり故に異端を信すること甚しきもの、畜ふ之れを其門徒中より逐ふのミならず尙其所有物を沒收するの法ありき后ち法王の威權最も盛大に至りし以來は基督教を奉せしして異端を信する徒を刑すること甚た慘刻を極め通例火刑を以て之れを殺すこととなせり是の故に一個人自ら眞確なりとして信奉する所の教旨若し公衆一般に信仰する所の教旨に背戾するときは實に重罪人とあるに至れり而して此罪を免かるゝを得るもの、唯り己れ、眞確也とせる教旨、從ひず自ら欺きて偏り世間に媚從するもの、のミありき后ち一千五百年に於てルテルツヰングリ及ひカレヒン等の諸英傑、法王の處分大に基督の教旨、又背き慘刻暴虐の事多きを憂ひ之れに抗抵して波羅

特士且教派を開創し以て基督の正道を興復せし以來力を極めて加特力教の暴權、又抵抗し久しく堙滅したる信仰の自由を興復し各人をして自由に其眞確なりとする所の教旨に信從せしむるを得るに至れり其後此一新派の普く行はるゝ邦國、又於てすら猶ほ信仰自由の理を失誤して更に之れを屈害したることあり夫の佛王ルイ十四世は頗る學問詩文に力を盡せし君にして且つ文明開化の佛國、又王たかしかども猶嚴刻の處分を以て波羅特士且教を驅逐せり夫の自由權の尤も盛んなる英國に於てすら加特力の門徒は悉く民權を奪つて賤奴となすに至れり彼の千六百八十九年の容忍令に於て波羅特士且教旨を信せざるものと雖ども之れを背教の罪、又處せさること、なせし、畢竟開明

進歩の致す所と云ふへし去れども加特の教を奉ずることの未だ許さ
 りき米國加特力教派のロイドバルチモリアの千六百四十九年に於
 てロゲルウ井リヤムカ處置に倣ひメーリイランドに法令を布き人々
 基督教を奉ずれり可あり決して其門徒を論すへかゝすと云へり又ク
 エツケル派を奉したるウ井リヤムメンは一千六百八十二年に於てベン
 シルベニヤお法令を布き人々宜しく天地万物の造化主おして且つ大
 君なる惟一神を信それり則ち可ありと云へり

一千七百四十年以來の性理の學漸く開けしかは世界一新の機會に逢
 て漸く中古の束縛羈絆を脱し遂に遙く進歩するを得るに至れり普魯
 士國王フリードリヒオブルゴローセの此の如き自由の理を世に告諭し

及ひ之れを施行せし嚆矢なりと此王か吾普魯士國に於ての各人皆自
 己の式樣よ由つて靈魂の幸福を得可しと言ひし其眞に確言と云ゆ可
 し凡そ此時代よりして此自由の理漸く進歩の路を得政府曾て神道上
 に關して他教派を制禁せしは實に暴虐の處分なりしを自悟し且つ國
 家の元來各人の爲めに信仰の自由を保護するの義務を負擔するものと
 當然なるの理をも自悟するに至り漸く以て背教の罪犯者を生ずること
 とあきに至れり

人或の云ふ信仰の自由を許すの獨り神を認め之を畏怖信仰する諸
 教門中に於てするの之苟くもアタイムス(無神者)を奉ずるか如きの必
 ず許す所にあらずと然れども神を畏敬信仰なる教門と天地万物造

化の神なしとなせる教門とを區別して其許すへきと否とを判別する
 の甚た不可なり蓋し其分畫すへき境界殆ど判然たらざるを以て之れ
 を分別すること殊に容易ならされいなり例とへい猶太人の基督を以
 て實に天神より差遣ひせる救世主となさすと雖ども國家敢て之れを
 罪とするを得すスケプナケルの縱令ひ史傳の啓示言を疑ふと雖ども
 國家敢て之れを罪とするを得す又パンタイヌムの學者の人を以て天
 神の造化するとはるとあさず却て天神の現出せるものとなすと雖ど
 も政府敢て之れを罰するを得ざるあり且つ夫れ一の信仰の自由を許
 し他は之を許さざるの如きは社會不公平不平等の尤も大なるものに
 して苟くも人に信仰の自由ある以上は一よの之れを許して他は之れ
 を制限するか如きの理の最も解すへいふざる所あり斯の如きの則ち
 社會上大なる弊害あるの理論として到底執るに足らざるの説あり何
 とかれの元と斯の信仰自由の權利あるもの天賦又屬するものよし
 て毫末も政府の干渉すへきものにあらされいなり

第六章 信仰自由論(其二)

國家の本相の忠恕を尙ふも存す忠恕の是非の由つて生ずる所にして榮辱の情の由つて起る所なり蓋し國家の天經に基き地義に成るものとす是を以て政府は邪惡罪戾を禁遏し亂倫敗徳を防制するの大權を有す故に人民に信仰自由の權理あるも又奉教自由の權利有るも苟くも全國公衆の道德を紊り若しくは一國人民の治安を害し其秩序を亂る如きの所措あるも於ては決して之れを寛假すへからざるなり斯に一人あり道理に拘泥して信仰の自由を口に藉き以て恣睢暴戾國法を犯し反逆を謀るも會ふや政府の宜しく須らく自衛の方を求め安民の術を探り且つ公同の秩序を確守するの目的よりして其惡を禁し其邪

を開き以て此犯人を懲罰す可し假令ひ斯犯人か自己の罪狀を蔽ふ爲めよ其所爲の良知心に出でたることを強辨するまどあるも既よ其罪狀の發覺せるや決して寛免を付することを得ざるなり世も路撒の偉業を稱賛する人あり曰く人物の上に位する天神の即ち是れ邦國を統宰するの眞君に係り而して斯人の良知心の得て侵犯をへからざるものごとと又曰く政法と教法との其途轍を一にせるものたり夫の宗教に至聖至明にして失誤に陥ることなく而して凡百の國律及び民制の根本となるものなりと嗟乎社會の民人素より至大至公の權利を有し又其良知心に出ゆる自由を有すと雖とも以て朋黨の氣風を醸成することを得す又國家の顛覆を謀るか如き妄念を蓄るまどを得ざるなり

實に政令の人々信仰の事に關し設令以其言ふ所の妄誕として愚を極め其行ふ所の奇怪として笑ふに堪へざるまどあるも事に發して害をなすことなく物に觸れて妨げを爲すことなき以上則ち其言行の共に輿論の自ら之れを匡正するも任せ敢て之れに干渉せざるへしと雖ども其事に暴發して社會の安寧を害するか如きに至つては亦之れに干渉せざるを得ざるの事情のるを奈何せんや例へば人侈り宣言して曰く予の眞理を天に稟けたり此眞理の恰も星光の如く閃々として斯世を照徹す予の此眞理を信仰するものありと此言や撮空捕風たるに過ぎされども之れ其人の良心に於て牢く信する所のものかれの政府と雖ども之れを奪ぬに由なし然るに若し斯人にして自己の信する

所を固執するか爲め書院を火よし國庫を火にし及び財寶を火にするか如きことあらば則ち國政の之れも干渉せざるを得ざるに至る亦已むへからざるの道理なり又某の裁判所は一個の訴訟事件に關し裁斷を下して曰く凡る事爲の性質に於て害毒を流し若しくは公安を害することあるや縱令甲の教門の規律に於て之れを令すると乙門の規律に於て之れを令するに關りらず政府より之れを見れば均しく之れ罪惡の事爲なるを以て政府の必らず之れを制禁し之れを罰責し復た其教門の異同に由て刑科の輕重を等差せざるへしと蓋し是の如き事爲たる縱令乙教門の規律に於て悉く之れを認許するあるも政府の義務たる彼是を別つこと無く一々之れを防禁せざるへからざれ

のあり
 故を以て人民か教門の規例を口實とし以て兇犯者強姦者若しくは謀殺者等を曲庇するか如きことあるや之れ實に公義に於て決して許す可からざるの事爲に属するや拘はす若し政府にして此等の罪惡を黙視し依然其爲す所不任せて毫も之れを罰責するなきか如きに於ての即ち各種の左道紛然として起り邪說横行して仁義を壊敗し道德を破滅する甚たしきものあるに至らんとす深く察せざるへからざるあり

歐洲の國教制度に服し國教の洗禮を行ひ國教の薫育を受け篤信堅固の儀禮を修し且つ覇氣の熾盛ある羅馬法王の威權の下に棲息する英國愛倫土の人民よして徃々罪惡を犯して其法網に罹るもの甚た多かりしは是れ國教を公定する制度の由て致せる所にあらざるなきよとを得んや夫の正教の二大敵たる羅馬教と道教とよ生する諸般の罪惡たる其責全く歐洲國教制度の不良なるに皈せそんはあらざるあり實に國教公定の制度は以て實際に人類を左道に導き且つ無宗教主義に誘ふものなり國教の教養の宗規數條を以て人類の良心を束縛し且つ人類の信心を強迫するものなり人類の信心を強迫するは世間の百教に存する信心を破壊するものあり是を以て夫の合衆國如きに在ては奉教自由の制度以て諸教の信徒をして自任自責の心志を振興し且つ教門を信奉する活潑の氣象を發揚せしむ此情勢あるか爲めに隨て人

民の信心を提醒し以て之れをして教法を崇敬し衛生修身の念慮を存
 有し且つ轉して邦家を維持せしむるの米國政府の法權に頼て眞正の
 道德を天下に普洽せしむるに於て之を觀る豈美觀ならずや多克島爾
 氏の米國社會の形勢を觀て深く其心に感ずる所あり爲めに一言して
 曰く米國の教法を決して直接に政法より干與せずと雖とも之れを認め
 て米國の凡百制度の基本と做すを得可し何とされの米國の教法の人
 民の自由を好むの意思を養成するにあふされの則ち其自由を好むの
 行爲を資益するに足ればなりと之を實に信仰自由制度の尤も完全な
 して之れを管理する方法亦其宜しきを致せるより得ざるの結果なり
 り然らすん亂倫敗徳の罪惡大に起り階級の弊害を生ずるに至るこ
 と信仰の自由を認許せざる夫の國教公定の制度の下に在る人民より

も尙甚しきものあるに至らんとす嗚呼信仰の自由ならざるへからず
 と雖ども亦大に其方を得ざるへからざるものあるなり

信仰の自由を口實として人々其信認し其崇奉する教門の勢力を藉り
 社會に對して犯罪者を掩蔽し若しくは政府に對して謀反者を庇蔭す
 る如きは決して公義の許さざる所にして之れを制禁し之れを責罰す
 るの實に政府の權内所屬す之れ余輩が信仰自由に幾分の制限を加ふ
 るの要を説く本旨なり今此説を確かめんか爲めの一の例証を擧げて
 之れを説明せん

夫れ天下の一國の積に成り而して一國の一家の積に成る蓋し西方諸

國の開明の東方諸國の開明と全く其淵源を異にし即ち一夫一婦の制
 度に根由す是を以て夫の合衆國の法律の如きに在つての婚姻の人民
 の約束に成るものと看做すに拘りらす人民は之れを以て宗門の規約
 に係る者と見做すか故に古來結婚の概して宗門の例式に從ふて之れ
 を行へり故に合衆國の法律の諸宗派をして各々其習慣に從ひ適宜に
 結婚禮式を制定せしめ彼の震教の簡單なる結婚禮式より天主教の鄭
 重なる結婚禮式に至るまで一に皆法律に於て之れを認識し以て人々
 の自ら擇行するに任せり然りと雖ども合衆政府は別に民法に於て結
 婚條規を定立し其宗派の如何を問はず司婚の民吏と僧吏とを區別し
 及び國法に從ひ執行すへき嫁娶法式を明掲し以て人民一般に之れを
 遵行せしむ是の故に何等の宗派の僧吏たるを問はず國法の許るす所
 のものゝあらされり則ち濫りに司婚の職に任することを得ざるなり
 又國法に於て僧侶の司婚の職に任するものゝ民吏と等しく毎事毎件
 必らず國法に準依せざるへからざるものと規定す蓋し是れ僧吏か法
 律に從ひ司婚の職を行ふは僧吏たる特權を以てするにあらす又教廳
 の職員たる分限を以てするにあらすして即ち一時國家の吏員たる身
 位を以てするものゝあれりなり又結婚に關する諸般の記録の都へて之
 れを行政官衙に保管す是を以て人民にして結婚するの能力を具有す
 るものは凡そ國法に背戻せざる限りは必らずしも宗門の禮式に遵行
 するを要せずして自在に結婚するを得るなり

且つ夫れ政府は一夫一婦の制を許し而して一夫多妻の俗若しくは私淫破倫の事を禁し之れを犯せば隨て刑罰を加ふ之れ實に政府が全國社會の安寧福祉を圖るに出て而して其果して宗法を禁するものなるや否やを顧みざる所とす

是の故に一方に於て甲某宗は一夫の數婦を娶るを以て宗規とあし一方あ於て乙某宗は相互に夫妻を交換するの約を立つるを人身自由の一分子なりとし以て其決行を請求するありとせん歟政府は必らそ之れに答へて言はん人民の婚姻は以て全國社會の安寧福祉を致すの基本にして子々孫々の相生殖する皆之れに由らざるはあし是を以て政府は特に之れを保護に任せざるへからず然れども若し不正非義の嫁娶をなすあるに至りては斷して之れを默許に付するよとを得ず今ま

二宗の言ふ所皆均しく法規を反せり政府の信仰の自由を許すとも雖とも斯等の如き嫁娶方を行ふを許さすと是れ蓋し斯の如く不正非義の嫁娶に由りて子を生める所の父母の素と一家族眷を成る爲に成立せし者にあらざるか故に此父母の子に於ける往々自ら養育に怠り竟又之れを棄て以て社會又此子の看護を委するに至るの弊害あるか爲先あり今之れを人生自護の道に揆り又之れを人心是非の公に質すに一夫多妻の倫理に乖き私通奸淫の正經に戻れるや昭々として夫れ明かなり果して然らば此事の事爲を犯せるもの假令以其信奉する宗門の名義に藉り口に信仰の自由を説くも政府の之れを禁遏する律令

を制定するは即ち其權利の在る所にして又其義務の存する所なり

第七章 政教分離論

政門と教門とを分離して其區域を判然たらしむるもの、信仰の自由より來るとするの最も理論に適したる結果なり夫れ信仰をして自由ならしむる所以、人々の欲する所に從て自由に其宗教を撰ましめ所謂一定の國教を設けず、只其好む所を信せしむるを、然るに若し政治と宗教とをして分離せしめず、政府にして教門を保護するか如きこと、苟らん乎宗旨は一に皈して依相るへからざるものなるを以て、政府の保護を加ふる所の宗教の固より一からざるへからず、果して然らば是れ大に信仰の自由を害するものにして、其自然の道理に背反するも亦大なりと謂ふ可し

見よ夫の歐州中古に於て舊教新教の相拮抗するに當りてや其邦君の尤も宗教に熱心なるもの所謂政教一致の目的を以て自己の奉ずる宗教の僧侶と結合し異宗徒を目して惡魔外道となし其政權に由り狼りに嚴法峻律を設け或い異宗を固信するものを焚殺し或い之れを絞殺するに至れり此くの如きは之れ宗教に眩惑して政治と宗教とを一致合同せんと試みたるものあり其愚蒙固より論するに足らずと雖ども終に之れか爲め民心を激動して一大禍源を開きしに實に傷心の事として鑑戒を後世に遺し人をして政教相關するの害と知らしめたるものと謂ふ可し又或い身自ら宗教を眩惑するにあられされども其邦君たる一身の位を固くし或は政府の根柢を強ふせんと欲して密に

教僧と相聯絡せしことあり而して其結果如何を察すれば殆ど彼の教法を眩惑し政教一致の目的を立てたる者と異同あることなし蓋し政府にして政略上一宗教の力を假りて自から益する所あらんと要すれば教法徒も亦其政府と援助するの酬報を得て自ら益せんと欲するや勿論なり是に於て平政府は其政權上より特別の保護利益を一宗教徒に與へざるを得ず斯く一宗教徒に向つて庇蔭するに即ち是れ他宗教徒を排斥疎外するの所爲たれば他宗教徒の遂に政府を敵視し時を俟ち機に投して其憤怨を晴らさんと欲するなるへし抑も人心を固結して水火をも畏れさらしむるもの教法を如くはあし苟も政府にして教門の讎敵たるに至れり其害終に避くべからざるものあらんとて歐

州政府が宗教の力を仮りて禍を后来に招きたるもの、豈偶然あらんや

其他古より政治と宗教との往々相關繋するの勢ひありて政治を以て宗教を制し宗教に由りて政治を動かしたるの跡の歐洲各邦の吏乘に彰著あり蓋し宗教者が始めて其教義を社會に宣布せんとするに當りては先づ有力者を皈依せしめ之れを根據となじ然る后ち宗教を擴張するの策を求む是れ勢の然らしむるとあるにして勢力あるもの、其勢力に資して宗教の益を謀るか故に弘教の根柢自然鞏固にして速に其功を收むるの情狀あり故に宗教を弘布するの初めは必らず政府の力に由らんよとを求むるの宗教者の最も勉むる所なるべし而かるに

宗教の社會に廣布するの後教徒の勢力甚だ熾んなるに至れり隠然勢力を有して之れを政治上に加ふるに至る於是乎自然施政に障礙を生ずるを以て政府の其勢力を以て宗教者を制するの必要を感じ手を宗教の事に加へて之れを左右せんとす斯の如くして相關繋し相扞制するの事情を生し來る其相關繋し相扞制するの甚しき遂に慘毒なる活劇を演ずるに至るなり則ち前段已み述ぶる所にして歐洲各邦の宗教歴史に著明なる痕跡を留先余輩をして殊に其實例を擧ぐるの不要を信せしむるなり

夫れ政府の眞の要務となす可き者の専ら民間の俗事に關するものにして宗教及び理學の問題に至りては毫も之れに干渉せず且つ天下の

諸教門中一も保護を加ふる所なくして能く自ら之れを尊敬し且つ人民をして其意嚮を任して能く之を尊信せしむるに在にあらすや實に政府は宗教をして専ら社會公衆の意嚮に放任し而して傍ら政教兩門をして相分離せしめ以て其具の要務を辨せざるへからざるなり蓋し宗教の政治に殊なり無形の物にして山河の形勢も由て領地の經界をなすへきものにもあらず劍戟腕力に由りて勢力を得るものにもあらざるあり故に釋氏の天竺に生れたれとも其宗教は亞細亞大部分人民の思想を支配し耶蘇のベスレヘムに生れたれとも其勢力歐米の二大陸に振ひルーターナルのサキソニーに生れたれとも其宗派延いて世界の各地に及べり若し宗教にして政治と共に山河の形勢に依りて其

領地を界とる者あらん乎耶蘇釋氏の説の如きも其生國の外に信徒を得る能はざる可し只其然らざるものは二氏の宗義山河の形勢も由つて經界を立てず信徒の向背を以て經界としたるに由るなり而るも古より宗教を以て一國一政府の所有物の如く心得其國其帝王の信する宗教の必らず其領内の民を舉げて悉く信仰せしめんと勉めたるものあり或は其帝王の信する宗教を保護して其他の宗教を信仰せしめざるものあり又宗徒にして或は一時の利慾に誘導せられ王命即ち宗教なりとして強て其宗旨を賣らんとせしものあり或は宗旨の純雜精粗を著書演説に訴ふるを止めて腕力も訴へしものあり此等宗教徒の宗教の本旨を知らざるのミあらず一國政治と宗教との關係を明知せざ

るものにして亦誠まことに世途よこしまちに害わざはひあるの輩たぐひなり
 一千八百七十三年一月八日佛國ふつこく々民議會たみぎあひを開くの時ときに當てやアレツ
 サンセー氏さんせいの演壇えんだんに登り以て其説そのせつを開陳くわいぢんす時に其論旨そのろんし中言ふあり曰
 く夫れ革命かくめいの時に當りて勝利しょうりを奏するの最も大ひなりと亦すへき所
 の者ものの實まことに彼世俗あそせぞう宗門しゆもんの軌軌ききを脱却だつじやくして之れと分離ぶんりし以て相獨立さうどくりつせ
 しまとなりと回顧くわいこすれば往古わうこ興味くわいみある時のみならず中古時代ちゆうこに至り
 ても夫の雅典國アテネに於て彼の羅馬國ローマに於て諸種しよしゆの神佛しんぶつの概ね都府とふの民
 居い中に雜處ざうじよして殆んと其一部いっぶをなせり故に羅馬國ローマ人の強梁けうりやうを逞たくまし
 て外國がいこくの諸人民しよじんを威迫いぱくし以て之を管轄くわんかつ統御とうごの下したに服從ふくじようせしむるの時
 又當つて其外國がいこくの諸神佛しよじんぶつを奪うばふて之れをカピトル山カピトル山に移うつし以て之
 れを此こゝに安置あんぢせしか如きごとの蓋し政教せいけうの混同こんどうせる明証めいじやうなり由是よつて見之み羅
 馬國人ローマじんの其皈降きかふせしめし諸人民しよじんを隸屬れいじやくせしと全時ぜんじに該人民がいじんの尊信そんしん
 て已まざる諸神佛しよじんぶつをも亦併あつせて之れを隸屬れいじやくせしと云ふも誰たれか之れ
 を以て妄誕まうだんとなすものあらんや
 歐洲中古時代しゆうちゆうの宗門しゆもんの權威けんい一層いっしやうの勢力せきりきを増長ぞうぢやうし其跋扈ぱくこの勢いきひの殆ん
 ど前まへなきに至りし時ときあり惟ただに往古わうこ共和政府けいわせいふを以て成なりし所の邦國ほうこく
 に於ては宗門しゆもんの直ちちかに一國政府いっこくせいふの施政しせいに關して之れに其權威けんいを及およば
 せしと雖なほども人々ひとびと其本心ほんしんの主しゆとする所ところに至りては天下てんか到いたる處ところとして
 如何いかなる宗門しゆもんを奉ほうざるも固かたより人々の自由任意じゆういおして決して政府せいふの
 問とふへき所ところもあらざりき然しかるにカトリック教カトリック一いっふひ世よに傳播せんぱんし世界せかい

各國の之れを尊信するに及んでや各國の上は立て宇内を雄視し全州
 の威力を恣まゝよせし所のものは只々彼を一教門の存するありし
 として各國人民の仰戴して至尊至明となし以て一に尊奉せし所の
 ものの惟彼の一羅馬法王の存するありしのみ是を以て諸國の皇帝君
 王の一も其權威を施す所なくして徒らば法王の一笏の下に屈服し其
 状恰かも臣隸畜ならざりしきり然則當時お在りては宗門の存する所
 の是れ諸權利の由て以て生ずる所なり故に法王の常より其一朝の意氣
 に抛任して或は君王の褒貶を恣にし或は皇帝の廢立を専らにせんと
 得而して又之れか臣民をして或は從順の桎梏を解き或は隸屬の義務
 を免かるゝを得せし然し所以のものも亦彼れ威權を恣にせし例証な

り此時に當りてや宗教を信仰せざるものゝ如きの一重大罪科に陥り排
 邪委員の嚴罰する所とありて殘忍刻薄の處刑を蒙るゝ至れり嗚呼
 往古社會の情勢夫れ此の如し教門と政門との學術上に於て一も之れ
 を區別して其分界を立ゆるところなかりしのみならず諸般の學術講
 究等お至りては皆擧て之れを僧侶輩に委ね世俗の一も之れに關する
 ところなかりし然りと雖とも漸く星霜を経るに從ひ人智開進を遂ふ
 の驥々乎たるや學術講究は宗門海を脱却して俗海に皈降するに至れ
 り物理學に天文學に又化學に皆各々其濫輿を究め諸般の學術一も其
 詳細を盡さざる處なく且つ此等の講究に由りて又新らに推理法の基
 礎を定め而して此推理法の如き實に今日取て以て之れを國の政治

に適施し遂に又之れを以て人心をして宗門の羈絆を免かれしめ教門と政門とをして自然分離の端を開き其本然の性に皈向せしむるに至れり

以上の之れ歐西諸州政教關係沿革の一斑を示せしものあり之れより進んで更に政教の相依頼とへからざる所以を論辨せん

政治家時として教法家の力を假り自ら以て爲く是れ政略上お於て殊も必要なりと教法家或は政府の威權に依頼し竊かお誇つて曰く方便の妙豈之れに如かんやと余輩は謂ふ政府に政略を要し宗教に方便なかるべからすと雖とも斯の如き政略此の如き方便は徒らお害と后来に醸すに過ぎざるの事と

蓋し教法の世お存する所以のものは信仰に由れり而して此信仰なるものゝ教旨と信仰するよ在りて政府の法律制度を信仰するにあらず去れは基督教を以て之れを言ひ、彼の聖書も明載して教を干載し垂れんと欲する基督の確言等の如き苟くも其宗徒たるものにして之れを金科玉條視せざるものゝわらそ然れども若し其教僧を以て禮拜説教の際群集の善男善女お向つて政府の某法律某處分の完全あり善良なり汝等決して異心を懐くべからそ等の言と爲さしむれは世の善男善女たるもの果して之れを信すると一部の聖書と信するか如くあるへき乎何ぞ夫れ然るを得んや夫れ聖書は無形も就て教と立てたるものあり故に其教僧か神の一週日にして天地万物と創造せしとを説

くも聴者は其妄想説に就て未だ曾て何等の痛痒をも受けたるとなけ
 れの必らそ之れを信し易し況んや其誠意誠心常に善行となして神意
 に答ふるの教旨の如きの自から人たるものか人間交社に於て爲そへ
 きの事に適ひ人をして復た毫末も疑と起さしむるものあらざるよ於
 てとや之れに反して政府の法律及び處分の皆有形に關して起り直ら
 お痛痒と其民に與ふるものとを例へん古昔の英國皇帝が國事犯の罪
 人と刑とるに先づ其首と絞し然る後ち頭と刎ぬ身体と四斷し其四
 斷したるもの一々國王の意に従つて處分を可しとの法律と設くれ
 の人民は則ち現に刑場に於て頭と斷ち身体と四斷せられたるものと
 見る可し或の親戚朋友の此刑と受けたるものあり將來と回想とれば

其身も亦或の全一の處刑と受けんも知るへからそ安んそ其慘と悲と
 其酷と惡まさらんや然るに教僧として其宗徒に説くに此の如き刑の
 至當の刑なり必要の罰あり汝等決して悲むへからそ惡むへからそと
 言はしむるも衆已も能く其痛痒を感するの切あるより教僧の言の徒
 らに宗徒の耳邊を通過するのとならそ善男善女が教僧を尊敬するの
 心も之れが爲先に薄弱とあり終に其教法として信を世上に失ひし
 めんとするあり又夫の十七世紀の英國王查理第一世が自から其國古
 來の習慣より背き國會の衆議に由らそ一己の擅斷を以て船税噸税等の
 新税を國人に賦課するや英民は實際此増税を出だして遂中幾分の損
 失を受け又當時如何に無智の人民にもせよ英王が此舉の從來の慣例

に違ふことと知り従つて少しく思慮を費せば斯く國會の議決とも俟たずして擅に收税せらるゝときは遂に如何なる專斷と受くるに至るべきや實に危事の至りなりとの感と發するや固より論なし此時は際し高德社會に顯われ名望天下に比なきビショップ則ち僧正あり政府の爲めに各地に奔走し信徒と集めて查理第一世の所爲の國の益なり民の利なりと説かしむると雖ども到底人民として之れと信せしむること能はざる可し要するに是れ政府の法律處分の直ちに痛痒と人民お與へ夫れとして直ち又此法律處分の善良也或の善良ならそと云ふまどを感せしむるものにして彼の教法の無形に出て、信妄皆能く人心に入り易きと全日の論にあらざるなり之れ則ち政治の宗教は依頼

そへからざる明証にあらそや

今ま論意と轉して教法家の爲めに之れと説くも其熱心に政教一致と希望して政權者に合同すると方便の爲先にする者との別を論せず與に皆其便益にあらす夫れ政府の万般の論說意見悉く之れを人々の自由お放任し以て此自由と確保するものにあらすや其宗門に於けるも亦全し是に於て宗門の政府の保護を仰き其補助を乞ふか如きに至て自ら癡顔の基を開き衰弱の色と呈するに至るや炳として夫れ火と見るか如し然るに教門の必らず政府の助けを仰き其輔翼と得るにあらされい決して自ら維持する能はずと揚言するか如きは是れ自ら其非なるを悟り認めあから瘡我慢の陣と張るよあらずして何ろや他の

干渉を受け他の保護と仰ぐもの何んぞ獨立の精神あらん獨立の精神あきもの何る隆盛と計ると望まん其癡類蓋し疑ふべくもあらざるあり見よ舊教の如きハ屢々各國政府に依頼し苛酷の法律ハ嚴格なる教旨と一致し以て新教徒と抑壓凌虐し其根と絶ち其枝を枯らさんと試みたりと雖とも徒らに残忍刻薄の教法たることと世上に示したるに止まり舊教の勢力ハ年と逐ふて凋衰し殊に政府と全く其聯絡と絶ちし邦國の舊教の如きハ其先さハ各種の特典と受けて跳梁跋扈し勢ハ他の宗教と凌ぎたるに引換へ後ハ一隅に盤居して僅かに殘息を保つか如く最も愍然の態と顯すよ至れり之れに反して一時政府の憎惡を受け舊教徒の凌轢を蒙むりたる新教ハ殆んと依頼すへきの地なきより愈々奮つて獨立の精神と盛んにし只管江湖の人心よ訴へ百難千苦を冒かして敢て屈撓せさりしかハ遂ハ今日の如き熾盛の境域に達し萬國人民の信仰を得るを致せるにあらそや教法徒カ政府と聯絡し又之れよ依頼するか如きは決して得策よあらざるのよあらそ其宗害たる知るへきのよ

政教遂に相依頼とへきものにあらそ余輩は宗教の區域と政治の區域との極めて之れを明にして政略と宗教と相投合せしめす宗教世界は宗教者の自ら其事を爲そに放任し政治上に害を與ふるにあらざるよりの政治上の手を宗教に加ふるよとなきと要らるなり昔時織田信長佛徒の勢力あると憂ひ西教と入れて其勢ひと殺かんとするの政略よ

り葡萄牙人に弘教と許したるに葡萄牙人の亦其宗教よりて侵略と謀らんとするの術と挾きて弘教に従事したり其結果や遂に二十八萬の生靈と屠殺せるの慘劇となれり政略と宗教と相投合して生ずるもの多く此類にして已に前段に於て掲けたるものゝ如き亦是れに外ならず故に曰く政治と宗教との常に其分界と明かにして相投合するとあからしむるを要すと

米國も在つての政教の關係蓋し見るべきものあり夫の革命に由て英國の羈絆と脱し以て獨立の國体と建立したるより以降合衆國民政府の定論に曰く教會の法律上之れを認めて敬神禮拜の爲めに設立せる教會と做さず唯教門の事務も供給する財産を保持する爲めに結合せ

る會社と做すと是も於て殖民地政府の認許を得て教會が其財産を得有する凡百の權理の亦同じく合衆政府の確認せる所の者となれり即ち米國も於ての宗教分離の制度と設立し新政府の將來教會に對して寺祿を給與し寺地の課税を免除する等の恩典を廢止し嘗て舊政府の認許したる教會の財産は毫も之れを官府に収入するとなかりし之れ其法律の人民所有權を敬重せるに由れり嗟乎夫れ斯くの如し余輩は一切に米國の宗教分離制度を賛成せんと欲するなり

然るに近來我國に奇怪なる一傑を見はれたれ余今ま其法話筆記文を見るに即ち曰く(前略)憲法政治あるものゝ必らず宗教と程好く其關係を有ち必ず宗教の權衡を得されり其憲法政治の條法如何程善良完全

すと雖ども遂に其功あかるべきなり(中略)去れの政教の二者は無理に抑さへて一致に組むべきものにあらざして天然上の道理として必ずす關係一致すべきものよろある然るに之れを衝き放して氷炭相容れざるもの、如く又楚人の越人を相望める如く互ひに相離れて立つるらゝ夫れを真正の政理に契ふた政治とは云ふ可からず(中略)今日吾々世界上の實際を以て之れを言ふも先づ人と云ぬもの、ガイストの精神とライベの身体との此の二つの者が相寄て吾々人間の有るなれの何れ一ものを切り離して決して人と云ふもの、有る可き筈なければならず二物を以て人間の出来たものなり然れの其二物の中其身体に就ての治安の政治の與かり知る所にして其精神に就ての治安は宗

教の與かり知る所にして應さに知るべし宗教政治の俄頃も離隔し置くべきものにあらざること宛も我々人間の精神と身体とを離隔すべからざるか如き者なるとを是を以て此の宗教一致の政治を組成して身の安心は政治より心の安心の宗旨より政治宗教の二物を以て其權衡を完全して世の文明を保全せしは即今各國の名にしおふ憲法政治にて云々

嗟乎論者の惜しむ可き妄想を作出したり憐れむべき誤謬に陥りたり其宗教の社會に必要なを以て説くは則ち善し其宗教一致を主張し真正の憲法政治の宗教一致に基づく説き併せて泰西各邦の文明を以て之れを此國教制度の効ふ版し宗教の一致さくんの真正の憲法政治

を得る能はずと云ふに至つての余輩其論旨の在るところを知るに苦
しむなり蓋し宗教の社會に必要ある所以其文明を進捗する所以及び
宗教特有の効力ある所以に至ての余輩も已に前章に於て之れを論述
せし如く宗教の必要の政治の必要と同しく其一社會に於ける恰かも
車の兩輪の關係を有つものなることは論者の説くを要せざる所なり
然かるに論者か政教混同の政治を組成す可しと云ふに至ての嗚呼亦
何等の謬見そや必竟此等の謬説の之れを駁撃するの價直を有せざる
ものなり何となれば宗教一致の弊害の如き既に今日に明瞭なるの
事實たれりあり願ふに論者と雖ども余輩か前段陳述せし所を一讀す
るありり忽ちにして其誤りたるを發見するならん余輩の重ねて宗教

一致の弊害を擧げて此謬説を駁するの暇を有せず否な之れを駁する
の要を見ざるあり唯竊かに十九世紀の開明社會に斯る妄想論者の出
てたるを歎せずんばあらず然りと雖ども論者の説おして若し政教
兩者の必要を認めて之れを敷衍するに止まり政教兩つあから社會に
必要ある關係を有するものなるを論ずるに在らば余輩の論者の説
に左袒せんと欲するなり惟々其説く所政教混同の政治を組織す可し
と云へるの意味を含蓄する如きを以て余輩今更之きに左袒せんと欲
して能はざるなり政教一致果して完全なる憲法政治を得るに適する
乎政教混同果して社會の文明を保全するに足るべき乎抑も論者の意
の將た何れに在り哉姑く疑ひを存して其説の謬否を質す

第八章 日本宗教沿革一斑

宗教に關する一般の略説の前置に於て之れを陳へたり今や進んで本題に遷り特に日本宗教を推論せんとするに當り先づ一言せざるへからざるもの有り他にあらず日本宗教なる語辭の曖昧にして解し難きと之れなり夫の神道の一定の主義を有するものにあらず以て宗教となすへからざるなり夫の儒教の普通の宗旨を持するものにあらず以て宗教とあすへからざるなり願ふに我國に於ての一の宗教を固有せず以て日本宗教なるもの、果して何物なるやを解くに苦しむなり夫の佛道の外來の宗教なり彼の耶蘇教も亦外來の宗教あり然れども漸く以て我國に勢力を有するに至り方今我國の宗教と稱すべきもの

佛道耶蘇兩教の外又他に一の宗教なるものあらざるなり而して今も余輩か茲に日本宗教と題し章を追ふて論辨せんと欲する所のもの即ち佛道教として耶蘇其他の宗教にあらざるあり蓋し佛道教の本來我國固有の宗教にあらずと雖ども方今宗教として我國に行はるゝ所のもの佛道教の外他は指定すべきもの、あらざれりなり耶蘇教東漸以來亦大に勢力を我國に得殆んど佛教を壓倒せんとするか如く然りと雖どもこは是れ泰西諸州の宗教として日本固有の宗教に非ざる也との我國普通一般の感情なり蓋し其傳來日尙淺くして未だ充分に日本人民の腦中果して耶蘇教あることを認定せざるものあればあり耶蘇教固より方今日本の宗教たるに外ならずと雖ども我國の習慣よ於

ては概ね佛教を以て日本宗教と做し未だ耶蘇教を以て日本の宗教と
 做すの慣例あらざるなり以て耶蘇教の間に日本宗教の部内に入る
 べき者と做す之れ余輩か佛道教を以て單に日本宗教と見做し以て議
 論の端緒を開く所以あり然りと雖ども余輩豈敢て耶蘇教を以て方今
 の日本宗教と認定せざるものならんや只習慣上より或の方便上より
 論を爲すの必要を感じ以て以上の假定説を採りし所以あり且つや耶
 蘇教を以て日本宗教と做すも茲に耶蘇教と論するの余輩か議論の本
 意に向つて未だ其必要を見ざるなり讀者乞ふ諒焉

余輩か本章に於て述ふる所の日本宗教沿革たる實に其大要を示すも
 のなり只其要を摘して之れを論するに止まる蓋し佛教の東漸するや

其來由甚だ久遠矣今ま一々之れか歴史を詳叙するとき只徒ら煩
 雜を増すのみにして未だ其必要あるを見ざるなり是を以て本章に於
 ては余輩其沿革中特に盛衰の軌を探り余輩か日本宗教論を申するに
 於て最も厚き關係を有する者のみに限り之れを汎論せんと欲するな
 り讀者乞ふ后章日本宗教の種類日本政教の關係及び日本宗教の前途
 を論するの諸章を參考する所あれ

史に就て之れを推溯するに佛教か印度より日本に遷る其間殆んど四
 百八十三年を閱し其日本に遷りしは實に神武帝紀元一千三百二年代
 にして釋氏入滅より一千二百五十七年の後なりとて而して朝の三十
 代欽明帝の十三年に在り日本の佛史是れより得て聞く可きなり

欽明の朝より太子出世の間之れを第一世紀と爲す佛法草昧に屬し誘
 導の道未だ整へず其勢力や甚だ微なりき濫公ありと雖ども未だ大法
 波を揚ぐるも足らず之れに加ふるに數十年の厄運に會したるか故に
 嘗た佛法厄運の時代と言ふべき耳但し欽明帝の全く佛を捨てたるに
 わらずして信不信の間在りしと雖ども信の稍々不信の上に出でた
 るか如し一旦佛種を殲したるも似たりと雖ども其實遺類あつて私か
 に流通せしと明かなり太子出世より聖武帝の間之れを第二世紀と倣
 す此時代あつて知識輩出して二十難に耐へ心淨無慾眞智を顯
 して衆生を誘化し併せて鎮國利民の大功德を布けり此時を名けて之
 れを四眞道行の運と謂ふ可し后年佛法興隆の種子の實に此世紀の間

已み朝野の人心に散布したると固より言を俟たず僧官の設け大僧都
 の位及び火葬の起りしも亦此世紀間在りとす次いで聖武の朝より
 光仁の朝に至る此第三世紀の知識其人に乏しからざりしと雖ども四
 眞上行の寝や衰へて頭陀の行ひなく徒らに虚飾に流れ佛法を假りて
 以て私を營むの弊害を生するも至れり而して信徒の信を過つて淫と
 あり達摩の所謂無功德の狀態を見し竟も玄昉道鏡の如き奸佞の輩
 を出すに及へり佛法の暗蔽愚痴時代と稱して可あらんか光仁の朝よ
 り宇多帝の朝に至るの間之れを第四世紀となす此第四世紀の間諸
 公競て渡唐し皆ち佛法の眞旨を研磨し各々一幟を樹てんとあしたる
 か故に一相一行無證無得の佛意の稍や其跡を收めたりと雖ども佛法

學の盛んあして後世俊傑を出たしたる好結果の此世紀の原因せりと
 云はざるへからず或る人此時代を稱して唯僧與僧の時代と云へり當
 矣宇多の朝より近衛帝に至るの間を第五世紀と做す此間の佛の所謂
 博聞愛道道心難會の時代にして諸知識の輩皆我慢の矛盾を把て互ひ
 に一撃を試み徒らに才辨を逞ふし虚しく技能を術へり是れ實に眞性
 を蓋蔽し無明に増長せしものたらずんばあらず法身の衣服已に綻破
 せり矣といふ大に當れるの批評と云ふべきの事近衛の朝より後醍醐帝
 に至るの間の間に正に第五世紀の弊害を受けて難行道已に廢し智慧の明
 を以て其痴暗を滅すると能はざりしか如し加之南都北嶺利劍を徒用
 して殺戮を事とあせり豈釋氏の大悲を敷衍するに違はあらんや然れ
 ども夫の易行道の競ひ起り法輪を轉して隨根隨機の教化を布き端心
 正念の道を弘通するを得たり諸弊ありしと雖とも亦之れを救ふの道
 通せざりしに依らず或の目して佛法再興の時代とあすも吾れ其不可
 なきを信するあり之れを是れ佛法の第六世紀と做す次いで後醍醐の
 朝より後土御門に至る第七世紀間の眞旨の道注盛を極め道俗殆んど
 狂心せしか如し今ま皮相の觀察を下すとき實に佛法復古の徵候あ
 るか如くなりしと雖ども内實は是れ弄佛も出てたりとの譏を免かる
 べ能はざるものあり夫の禪の凋喪に就きしは原を此世紀間に發した
 るものなると明かなり後土御門の朝より後水尾帝の朝に至るの間之
 れを佛法の第八世紀と做す正に之れ前世紀の餘燄を蒙り南都北嶺

高野根來相尋て滅亡し易行道の修者も尙干戈を弄し香燭を事とせり
 難易兩道夫れ斯の如し佛法將た何くよか存する佛法破滅の時代とい
 蓋し此第八世紀を稱するあり
 佛法の第九世紀の後水尾の朝より孝明帝に至るの間なり此世紀間よ
 在り徳川家康鼎沸の中に起り四海を席卷して斯民を吊せり於是諸山
 諸寺に領地を淨施し精進修行以て佛法を再興せしめたり未だ第三世
 紀の盛んを見すと雖ども内尅念の功を勤め外不諍の徳を弘む正お第
 二世紀に亞くの隆興時代と謂ふへき耳此第九世紀を過ぎ明治一新よ
 及んでや制度面目を更め沙門は學資薪水の道を失し法身惠命並ひに
 安からず蓋し勇銳よして前境を恐れず毅然宗教家の面目を維して大

に理眞を得んとするの教法家の其甚た稀れあるを信するなり佛法の
 衰頽今日に極まるも亦已むを得ざるの事情に由て以て然る歎嗚呼佛
 道の本旨の決して邪佞なる者によりあらざるなり其盛衰一に執行者の
 掌中に存す斯の一盛一衰の沿革を陳するもの豈無用の業ありとなさ
 んや乞ふ是れより進んで日本宗教の本旨を説明し佛教の性質を明か
 よして後ら其盛衰の原因を探り漸く進んで之れか救治策よ及ん

第九章 日本宗教本旨の説明

身絶色情口絶着清淨潔白不人交、本來釋旨世傳法、過去廻輪因果教、凡そ
 兩間の事物單獨にして而能く其用をさすものあらず必らずや大小深
 淺厚薄輕重長短高低強弱遠近曲直正邪是非善惡親疎賢愚貧富貴賤老
 幼男女等皆二者相對峙するか故に人類の事を行ふに當てや此事情を
 取捨するの間勵もすれば其心の本位を失し果して何れに版着すへき
 やを知るに苦しむことあり世俗之れを唱へて迷と云ぬ之れ各人の自
 ら好んで陷るの淵にあらず蓋し自然の勢ひ已むを得ざるものあるに
 由るなり今試みに迷の起る所以を案するに二種の差別あるか如し一
 よ曰く思惑二よ曰く見惑見惑は見聞覺知の爲めに吾心性の理を障へ
 られて眞實に達するよと能はざるを云ひ思惑は貪慾瞋恚愚癡の爲め
 に吾心性を支へられて眞實に達する能はざるものを云ぬ蓋し此等の
 惑ひは大に吾心境を錯亂するものなりと雖ども未だ全く吾心を離れ
 て妄生するものにあらず蓋し吾心の功用彼れ無明の爲めは障礙せら
 れて發達するよと能はす終に顛倒の働きを起すよ由るなり若し夫れ
 人々自己の心性に通達するときの所謂貪慾の變して慈悲とあり瞋恚
 は勇猛とあり愚癡の智慧とあり大に人生の達徳を得可し然則人類の
 惑ひを除去し人生の達徳を得るの方法の人々自己の心性に通達する
 の外他は施すへきの策あるを見ざるなり夫れ一切世界は唯我心の所
 造なり因縁あつて此世界に生れしよあらず我心より所造して此世界

を感得す之れ万物唯心ある語の生ずる所以なり試みに見よ人心にして一旦所依を失するときの忽ち心念の變縁する所なきか故に深く無明暗窟の中に墜いり過去を悔ひ未來を歎く此時に當てや夫の藏識の淨玻璃と開け自己の法王の閻王と現して其是非善惡を差排して毫厘も假借せざるにあらすや國王の刑罰父母の呵責の尙逃る可し自己の法心の慧光即ち良心の輝光に由りて苦惱を受くるの假令ひ蘇張の辨ありて孟賁の勇ありと雖ども到底免かるゝ能はざるあり經は曰く一切諸法以意生形と蓋し惑ひを解くは人間自己の良心に在る所以を説きしに外あらざるあり

夫れ眞理を發明せんと欲するや其眞理を他に求むるの無益なり自ら迷惑を除き妄念を去れの眞理の則ち現前たる可し然れども所謂迷惑を除き妄念を去り眞理を契當すること難きを以て黃面老子の種々の方便を以て教化開導せり之れ即ち惑を斷し理を證するの路にして實に日本宗教の所詮なり是の故に佛教の主義とする所の一切衆生をして迷を轉して悟を開かしむるに在りて世の佛道を解釋するもの言に曰く自性を悟て有無生死の中は在て異念を生せざるを佛と云ふなり佛といふ覺ありサトルと云ふとあり何を悟るると云へは自ら自性を覺悟するを云ふなりと蓋し佛陀なる語の印度の語にして之れを漢譯するときの覺者とある即ち之れ迷の對なり迷を悟らしむるの意に外あらす人類若し迷惑するときの八識の分際を苦界苦報を受け覺悟

するに於てハ八識を轉して四智を生し受用不盡の妙境界を証得て月
庵和尚の法語ニ曰く夫れ心迷へハ佛即ち衆生となる心悟れハ衆生即
ち佛となる是の故に佛と衆生と全く別なし唯之れ迷へると悟れると
の見殊なるに在るの事

眞理を發見せんと欲すれハ其眞理を他ニ求むるを要せず自ら迷惑を
除き妄念を去る可しとの日本宗教の本旨を説明するの原理なり然れ
ども世上此原理を知るもの少く否之れを知るも之れを行ふものな
く通常一般の人士ハ妄念に隔てられ他ニ一物あるか如く思ひ外に求
めて得へからざるの眞道を逐ひ廻すこと恰かも狂人の目的めらす
して東奔西走するか如し一朝自己ハ自己也と覺悟すれハ此自己ハ地

より生するにもあらず又外より來るにもあらず東に得しにもあらず
西に求せしにもあらず依然として自己なるの理を悟らず蓋し惑へる
の甚しきものと謂ふ可し是れをして惑ひに陥れしめす心法を明に
して轉迷開悟せしむるハ則ち佛道の本旨なり故に佛法ニ在つては自
心現量の外ニ一法も存することなし只一切衆生をして心意念識を開
かしむる爲めに其規律を立つるに外ならざるなり要するに斯の迷ひ
を解き斯の惑ひを悟らしむるものハ佛法の外決して他に方策の存す
るものあらず必らずや佛教を以て之れか方策に充てざるを得ざるか
り或る人の分析學を以て之れか眞理を求めんと欲し或ハ比例術を以
て之れか眞理を求めんと欲し又或ハ自然に托し自適ニ放任すへしと

主唱するものあり是等の見識の人事を錯亂し世人を惑はそには至ら
 ざるへしと雖も其若斯くして眞理を求めんとするに於て到底一
 重の間を隔て、通達すること能はざるへきなり何となれ其分析學
 を以て眞理を求めんと欲するもの即ち物質の細分子を究明し其分
 子の功用を以て万物造化の原理を認めんと欲するものあるを以て要
 するよ之れ形以下の變化を知るよ止まり決して諸法本來の自性に通
 達すること能はざるものなれなり馬の足を見て悟る能はざるもの
 蚊の足を穿鑿して悟るへき理なし男女の相を看て悟ること能はさ
 るもの、羯羅藍、遏蒲曇を穿鑿して悟るへきの理なし蓋し細大の比量
 の見にして大必らずしも鹿ならず小必らずしも精ならず諸法の眞理

の豈分析學の發明し得へきものあらんや

次さに比例術を以て眞理を求めんと欲するもの今日世界に現在す
 る諸物を彼是比例して其一定の約束を証明し以て眞理に通達せんと
 欲するものなるへし若し夫れ一定の約束よりて其眞理を証明する
 に足ると云ひ、人類の上に就て必ず先づ其眞理を容易に証明するこ
 とを得可し何とあれ人の形体の万人か万人其約束を全くし其心も
 貪慾瞋恚愚癡等の貴賤尊卑の別なく之れを殊にするものかし是の故
 に人の形体必術得と彼此を比例して一定の約束に合せしものなく
 啻に現在世界の億兆のミならず過去幾千年の昔しも其變易なきの古
 人の書を讀みても之れを知る可し斯る大比例の體があるにも似す尤

も曖昧にして古今發明し能はざるもの、吾か心性本來の面目なり死
 後の有無は暫く措く即今自己と稱しきから其面目の恰かも一怪物に
 全し是れ即ち比例術の眞理を發明するに足らざる一証なり
 由是見之分析比例究理の學の器の質分を詮索し諸法現象の關係を証
 し其變化を推測するの力ありと雖ども所謂眞理に通達するの階級に
 あらざることは自ら明瞭たるにあらずや是れ即ち人類か其本性を維
 持して所謂眞理に通達するの方策佛法を除いて他に在らすと云ふ所
 以あり

以上証明する所の則ち佛教の主義とする所にして日本宗教の本旨蓋
 し亦是れに基いするを知るべきあり之れを概言すれり日本宗教の本
 旨とする所の則ち人生をして其本心を保維して其原性を失せしめず
 惑を轉して悟りを開かしむるの道を講ずるものにして其轉迷開悟の
 道一に其良心の維持に在ることを説教するに外ならず蓋し人類必須
 の道教なり

次に三世因果は佛教建立の基礎にして一切推理の定規なり夫れ因
 との世間事物の生起する原因と就て云ふなり縁との彼の因を助け長
 して能く變化するの法を云ふなり此因ありて彼の縁を感し因縁和合
 して一法を成就するを果と云ふ故に果の因縁和合の事物あり報の其
 事物に由りて受くる果の禍福を云ふあり是の故に因われの必らず縁
 わり因縁われは必ず果報あり而して其善因縁に善果報を曳き惡因

緣より惡果報を受く之れ當然の理にして道るへからざるの數なり之れを草木に例へんに先づ其種子を因となせ地味氣候等を緣となす此因あつて緣に相應し自ら生育蕃茂し花を着け實を結ぬを果と云ふ其惡因なるも善緣に在りて生ずるときに幾分か善果を結ぶへく其善因なるも惡緣に由りて生ずるときに幾分の惡果を招く可し其惡果を因として漸次に惡緣より由るときに終つて大惡果を結ぶに至るへし人間の因緣を以て之れを云ひ、其惡果報を生じて大困苦に墮するの時節之れなり之れ又反し其善緣より因りて惡因を轉じ漸次に善果を招くときこの終つて天上の樂果を受くるも決して疑ふへからざるの理なりとす之れ即ち佛道經に在りて本來始終を論明するの材料となすところなり

蓋し因果の理を以て諸法の終始を言へり即今現在の法の過去業相の果にして而して未來輪廻の因なり故に過去を悔やみ未來の福利を欲望するの人の常情されり如何なる人と雖ども必らず此思念ゆるべきあり

見よ世間學士の言論の往々之れを過去の形跡に徴し現在の有様を観察して未來の必らず斯く有る可しと其禍福を推測するにわらずや之れ皆三世因果の理にして諸法轉變の上に禍福を計る定則なり實に三世因果の理の万物通るゝことなし現在の果報の過去の因緣なり未來の果報の現在の果を因とし緣を應じて轉變輪廻す例への水上の波の漸次は轉及して一波數千里を經過し過去の滅し未來は生し其過去未

來の間に於て波の所在を現在と云ふか如し是故に佛教あり在ての三世因果の理を説くも甚だ詳に以て大に人生の本心を明かにするの階梯となせり蓋し因果の理を説き善因善果あり惡因惡果を生ずるの道を明かにするに於て人々自ら其良心を保維し其本性を持するに於て大なる勢力を加ふるものあればなり夫の極樂を説き地獄を唱ふるも皆之れ是れか方便手段たるに外ならず然るに近世の佛法者流動もすれの無常を説きて此世を歎けき娑婆を棄て、疾く極樂國に往生す可しとて一切の諸法を輕忽に思ひ做し無貪者と稱して人間貴重なる事業をも廢退するに至るものあり之れ妄想中の大妄想にして爲めに人間の精神を毀傷すること甚だからす實に教法中の一大弊害と謂ふ

可し蓋し佛道の本旨を解する能はざるより起るの謬説にして佛教の旨趣果して何れも在るやを知らざるもの、妄想論なり試みに思へ無常といへ人生の變轉極まりなきを稱するものにして今日われ明日あり今年われは明年あり生われは死あり因はれは果あり一切の諸法皆常住不壞のものにあらざるを謂ふなり其果敢なきの固より悲しむべきに似たりと雖とも之れ物事の常理なり是の故に此轉變の上は於て因果一定の理を觀察し程長く人間の福利を増長し其快樂を求むることを勉むべき筈なれ若れ人生の無常を歎し其果敢なきを悲しむの餘り此世を捨て去るを以て佛道の本分と云は、佛道程此世界に大害あるものいあらし果して斯の如く人皆現世を棄て、未來の極樂淨土に

往生をへしと云ひ人間貴重の事務を抛擲するに至れり社會は果して如何の鬼域に沈没すへき乎嗚呼社會斯の如き理あらざるなり必竟後世の法相學者輩か徒らに佛教を玩弄し社會と宗教の關係を明知せし佛道の變体を夢みて妄りに斯の如きことを唱ふるに至りしならん若佛法をして果えて斯の如きものならしめは余輩は此宗教か早く跡を世間に絶つゝの必要と稱せざる能はざるなり何となれば徒らに思想説を主張して世間の臣民子弟を愚弄し地獄極樂の説を以て畏怖恐懼の心を長せしめ大に他の銳氣を挫き精力を減耗せしむれりなり果して斯の如きものならん乎余輩の之れも加ふるに秦の始皇を九原より喚ひ起し來り一切經文を焚き捨つるの爵を以てせんとす果して然らん

への却て眞正の宗教の現前するを見るへし蓋し釋尊か立てたる佛道の本旨の如斯者にあらざるあり近來世間の學士論客にして往々佛道の何物たるを解せず徒らに世間普通稱ふる所を信して佛道の本旨となし妄りに駁撃を此宗教に加ふるものあり惟ふに此等の論客と雖も佛教眞誠の本旨を了し佛道の主義を明知したらんは復た決して此事なかるへきを信するなり余輩の方今日本社會に在りて日本宗教の本旨を誤解するもの多々なることを見るや未だ曾て慨歎せずんばあらざるあり願ふ以上論明するところに由りて日本宗教の本旨は自から明瞭なるへしと信と乞ふ是れより一步を進め次章に於て日本宗教の種類を掲げ詳かゝ其本旨の係かる所を示し以て大に本章の主

義を明かにし日本宗教の日本社會に必要なる所以を明かにせんと欲するあり

第拾章 日本宗教の種類

余輩の前章に於て日本宗教即ち佛道教の本旨を説明せり之れより進んで特別に佛教の種類を列擧し以て日本宗教の性質を明かにせんとす蓋し方今我國に現存する宗教の種類は通常左の十一宗ありとす

- 第一 三論宗
- 第二 法相宗
- 第三 天台宗
- 第四 眞言宗
- 第五 融通念佛宗
- 第六 淨土宗

第七 眞宗

第八 臨濟宗

第九 曹洞宗

第十 日蓮宗

第十一 時宗

第一、三論宗の僧慧灌の立つる所あり推古天皇二十三年春正月高麗王僧慧灌を貢す敕して元興寺に居らしむ其夏天下大に旱す乃ち敕して雨を禱らしむ慧灌三論を講し之れを禱る乃ち大に雨ふる帝之れを悦び慧灌を以て僧正に任し河内國に井上寺を建立し此に住して三論宗を弘通せしむ故に慧灌を以て日本三論宗の開祖とす蓋し三論宗と

の三部の論本を以て所憑となすが故に名つくるものよしして其三部の論本との龍樹菩薩著の中論四卷提婆菩薩著の百論二卷龍樹菩薩著の十二門論一卷を云ふ中論の所詮の理に就て名つく中道を説くか故に中論と云ふ百論の偈敷を約て名つく論百頌あるか故に百論と云ふ又十二門論の能詮を約て名つく論中十二門を立つ故に十二門論と曰ふ第一觀因緣門より第十二觀王門に至る

護法資治論に曰く三論宗の空を以て旨となす故に諸法と泯滅すと

第二法相宗護法論に曰く法相宗の職分を明むるを以て佛法を解了し更に餘の經典に依らす云々蓋し本宗は解深密經の法相品より由て名づく諸法諸相を決判するの義に據るあり孝徳の朝白雉四年元興寺の道

昭か法相宗を弘むるを以て法相宗の第一傳となす

第三天台宗の桓武延暦二十三年七月比叡山寺の最澄和尚教を奉し入唐之れを受け歸朝の后ち大よ我國に弘めしものあり本宗は法華經を以て宗基とさし智論を以て教導と爲し涅槃經を以て扶疎となし大品般若を以て觀法となし諸經を引て宗基の信を益し諸論を引て助成とさし攝受折伏の二門を立て宗威を顯揚と其本旨は權實二教とて方便と眞實の二種を用て衆生を教化するに在り之れ經に「人若し此眞實の法を信する根基なきときハ餘の解し易き法の中を取りて示す可し」とあるも由る是の故に無學下根のものには極樂の歡樂を述へて信心を起さしめ又利根上智のもののみ凡聖一如一念三千の妙理を示す蓋し

本宗は天台密乘并せ弘むと雖ども特に天台を以て宗名となすものハ他なし天台所立の五時教門の釋氏一代の所説を判釋して寸毫遺す所なく境觀兩門兼ね備へて唯佛與佛の内証を究盡するに由れハあり」

第四眞言宗の全年よ於て空海和尚が入唐して之れを受け皈朝の後ち之れを弘めたるものとぞ本宗の大日經金剛頂經蘇悉地經の三經に基て立てたる宗派なり空海上人實に之れを唐の惠可阿闍梨に授かり來る此宗の密乘とも稱するものにして其本意ハ即身成佛の大理を説くに在り其理の甚だ秘密なるを以て之れを密宗とい呼ふなり又其言ふ所の悉く眞如の理なるか故に眞言とは稱しぬ

菩提心論に曰く眞言の教は即身成佛の眞義を明かにす他の諸教に極

らざる所也と誠は眞言密宗は草木國土よりして有りどあらゆる万物を以て皆一味平等の者となす去ればよや弘法大師の蝦蟇の荷葉に上りて獨り正覺大悟を成し蟬の廣葉よ鳴て自ら法輪を轉すと説きたり

金剛上味經に曰く釋迦佛其弟子文珠に告て曰く地獄の門の何處より起るや文珠答て曰く一切の事物の皆人心の妄りよ造り出せる者なり一切の凡夫の其身の妄念に由りて自ら已れを縛る自ら己を縛するか故に地獄あり是故に地獄の實よ有るにあらざれども彼の自ら迷ひ自ら縛るもの地獄の苦しみを受く例への人の夢に自ら地獄に落ちて百千万の火よ焼かれ沸湯の鏝よ投げ入れらるゝと見るか如し其人

の夢の中に叫ひて苦を云ふ若し人之れに向て汝の何を苦しむやと問ひ、其人の必らず答へて我れの地獄の鏝中に爰らると告げん其の時人若し之れに告げて汝の睡中斯く夢みるの怖るゝ勿れ夢也とて之れを起さし其人の目醒て其夢みし所の皆虚妄なりしを悟らん若し是の如く了りて見るどきの身も心も共に安らかなり誠は地獄の有るにあらざると雖とも人自ら迷ふて地獄に墮りたりと信するのみ唯地獄のとならす万事万物の皆虚妄より生ず釋迦佛其時文珠を讚て曰く善哉一切地獄如是我無有地獄と蓋し眞言宗に即身成佛を説くこと適焉第五融通念佛宗の鳥羽帝元永元年釋良忍か始めて唱ふる所あり一日異人あり告げて曰く師盡んを融通念佛を唱へざるや忍曰く何の謂る

曰く我唱ふる所を回らして衆人あ融通し衆人の唱ふる所亦我あ通入す故に融通念佛と曰ふ其功德獨り唱ふる念佛あ勝ざること万々忍曰く何故あ然る乎曰く衆生無邊なれりなり師願いこの此事を以て四海を勧誘せよ我も亦弘く天神地祇を偈あひん是に於て一宗を立つるまことに決定せり解に云ぬ念佛者万善万行之總体利劍即是彌陀號一聲稱念罪皆除矣と

第六淨土宗土御門天皇の朝黒谷の法念上人唐の光明寺善導大師の觀無量壽經疏に由て更に撰擇本願念佛集を著し始めて此宗を弘む本宗の三部經を所憑とし隨他意を以て宗義とし厭離行欣願行の二行に由れり菩提佛果を得らるるものと定む蓋し末世の衆生鈍根にして難行道を修し艱く有漏の街に迷吟するを阿彌陀の本體を体して救扶せんとの意なりとす

第七眞宗の後堀河帝元仁元年親鸞聖人が淨土宗の旨を取りて立てられたるものなり其救ひの道並ひに自力他力等の事の淨土宗と左の異なる所ありし此宗にては肉食妻帯と云ひて僧侶に魚肉を食ふまこと、妻を持つこと、を許さず之れ實に佛道の上に起りたる一大變なり第八禪宗の釋迦牟尼佛が死に臨みて摩伽迦葉に付囑したる甚だ深密の道法と説く宗門にして之れを漢土に傳へたるの南天竺ある婆羅奈國の香志王が第三子ある達摩大師なり漢土の僧惠可之れを達摩に受けたりと云ふ其后我國の高僧榮西禪師後鳥羽の朝文治三年四月に於

て彼國に渡りて虛庵の徹禪師より達摩已來傳りたる教義を受け
て飯朝せり之れを我國に禪宗の弘まれる始とす

此宗の言ふ所の其義甚だ深遠にして下根無智の能く曉る所あり
す達摩大師は教外別傳不立文字直指人心見性成佛と説かれたり昔し
伽葉尊者は釋伽か手の花を見て佛性眞實と了り惠可は達摩を見え雪
中に立ち左腕を斬りて茲に始めて悟りぬ抑も眞實の体の言語文字の
能く説き至るものよわらそ只自ら証し自から悟るのとは是の故に楞伽
經に曰く佛曰く我の道を得たる始のより涅槃に入るの今日に至るま
で一字一句も説きたることなきと

第九曹洞宗、教外に心宗を傳へて教相も偏執せず不立に文字を立て學
海も優遊せしむ是れ唯佛與佛の鑿盡せる歷代祖師の正傳ある圓融無
礙の法門と稱す蓋し後堀河天皇貞應二年二月道元和尚入宋して天童
如淨禪師より承くる所なり亦禪宗の一派ありとす

第十日蓮宗本宗の法華經二十八品と所憑とし天台所説の玄義文句を
引援と爲す立ける所草木國土悉皆成佛として彌陀と以て無縁と爲し
一に釋迦の形相に依頼と日蓮上人の立ける所なり

日蓮上人後深州院建長五年三月二十八日の朝旭日に向ひて南無妙法
蓮華經と唱へられたり之れを法華題目の初めとす經の曰く法華經を
持り人の功德の廣大にして其人の百千万世人と生れて瘡とならそ口
氣臭からず鼻低からず色黒からず又法華經を説るもの命終れり

無間地獄に墮つ地獄の果を盡せの又畜生道も墮つと曰へり是の故に
 法花宗徒の高聲に呼はりて曰く法華の外は皆魔事なりと竊かゝ案す
 るも妙法蓮花經は佛道の奧義なる一乘眞實を明かすものよして高妙
 無比なることの日蓮宗徒の言ふ如く然りと雖とも其高妙無比なる一
 乘眞實の理は日蓮宗徒か論する如きものにはあらず日蓮宗徒は初め
 より只法華經の尊きことを知るのよにして未だ法花經の尊き所以の
 理を知らず若し其理を知りたらんに日蓮宗の如きは世も起らざり
 しあらんと思はる彼の徒は猶鶖婆扁鵲の妙方を記せる書を得て只偏
 へに之れを尊ひ之れを重んずるのよにて曾て之れか言ふところを讀
 み味はさるものゝ如し猶連城の明珠と納れたる函を受け徒らに其函

のよと尊重して絶て其珠の有無眞偽と檢せさるものゝ如し是の故に
 其實を問へば日蓮宗徒は自ら法華經の尊きよと知らずして之れと
 汚かそものなり夫れ一乘眞實の外は皆戲論なり是の故に龍樹の諸法
 實相の外は皆魔事なりと説きぬ抑も日蓮宗徒か尊ふ所の法華經の權
 と實とを明かして諸法實相の理を示す大乘經あり其中に地獄極樂の
 果報を説けるは皆方便の波羅密あり然れの上も言へる如き法花經を
 持つものよ之れを勝するものよの受くる所の報ひは皆方便にして戲
 論も外ならず然るを彼徒其戲論を妄執して眞實となし徒らに是經の
 名を尊ふのよにて一乘眞實も達せさるの迷ひも亦甚しきにあらずや
 然れとも佛法に其初めより至高絶妙の理論と淺薄卑近の戲論とが

不可思議に能く並ひ行へられたれり日蓮が法花宗の上より斯る妄執あるも然のミ怪しむ可きことありあらず

第十一時宗の後宇多帝建治元年一遍上人の始めて唱ぬる所たり護法資治論に曰く念佛三昧の如きは是れ諸三昧之一也此法最も散心の人ふ宜し故に諸經讚する所多く彌陀に在りと蓋し本宗の所憑とする所の本佛の彌陀經善導の往生禮讚惠心の六時禮讚以上三國佛祖の法門を併せて末世時機相應の要法となし通俗時衆を勸進して六時禮讚を行ふを宗と爲す故に時宗の名あり

以上列擧する所の則ち是れ余輩が所謂日本宗教の種類あるものなり
論冗長に渉るときは却つて煩累を來たとの恐れあるを以て余輩は是
り
よ筆を本章に閉し進んで日本政教の關係如何を考察せんと欲するな

第拾一章 日本宗教と政治ノ關係

我邦政府と神教徒は曾て維新の際政教一致を試みたるも當時政治家の敏捷ある忽ち其誤謬を覺知し政治と神教とを一致せしむる目的を以て設立せる神祇省を廢し之れに代るに教部省を以てしたり蓋し特り神教に特庇して宗徒の不満を招くは我が政策の宜しきを得たるものに依らざれば神佛二教を一様に保庇して維新の治を助けしめんと欲したるか如し去れば此時は際し政府に於ては猶は幾分か政教一致の意ありしと思はる明治十年の比に及び我邦人智の進歩の已に能く政教一致の非を論するに足り政府も亦此に見るところありて斷然教部省を廢せられたり此の由りて之れを觀れば教部省廢後政府は復た

教法と相干與せず神道と佛教とを問はず齊しく獨立の地を在つて宣教するを要せらるゝや疑ひあし蓋し佛教の始めて我國に傳はるや實は百濟王の貢獻に出つ凡る貢獻する所の諸物當時皆を皇家(政府)の私有となして受否存廢固より臣民の喙を容るべき所に依らず且つ夫れ佛の道たる幽遠玄妙未だ容易に臣民の腦中に浸入する能はざるものあり是の故に爾來一千四百年常に佛道を以て皇家の私有物とせし興廢存亡皆悉く皇家或は國政を執るものゝ欲する所に從ひ決して臣民をして喙を此間に容るゝと能はざらしむ抑々夙に此道の護持と國王大臣に付囑するの佛勅あり且つ又聖德太子の出つるありて滿廷の君臣篤く佛道と尊信するに至れるか故に南都北京の諸高僧概ね傑出

特抜の洪徳秀才を以て彼の君臣の師とあり友とあり佛道を以て國政を輔け外に人民肉躰の安穩を得せしめ内に性徳の本眞を顯はらしむ當時我國内外の文明悉皆佛道の力に由らざるのあかりき之れ我國古來政教一致にして政府の必らず教家の輔翼を憑ぎ教家の必らず政府の保護を受けたる所以なり然り而して其蘊底を探究するときは佛道の是れ畢竟皇家の私有物されし皇家の私有物を運轉する職員即ち僧尼の彼の政吏と全しく皇家の奴隸たるに過ぎざるの實あるを見る可し於是乎中世以來天下數萬の僧徒の概ね皆を政府の奴隸とありて眞俗内外都て政府の命令之れ仰き毫も獨立自主の氣象なきに至れり然るに今や政府の組織一變し古來私有せし所の佛道を放下して國

民一般の共有となし其取捨存亡都へて國民各自の情意に一任せらるる古來政府の任免に出てたるとあるの僧官教職等亦都て政府の關係せざる所となるに至れり之れを歴史に徴するに我邦佛教傳來以降今上皇帝維新の際に至るまでの宗教實は日本社會の要素たりしか如し夫の用明皇帝か三寶に皈さんと發心せられしよりして政府の常に宗教を管知し且つ之れに依頼して以て政令を布かんと試みたり紀元一千三百四十年即ち天武天皇八年四月に當り諸寺の封食を檢校して官寺を置かれし史を誦するもの、當に記憶する所あり先是推古天皇十二年に於て聖德太子に賜ふに播磨の莊田一千畝を以てせられたり之れを寺祿と稱す亦以

て政府が宗教に干渉せし所以を見るべきあり推古三十二年寺司を置きて法頭と云へり全年四月亦僧官を置き僧正法務及び僧都の名を設く降つて天武帝十四年十月に及ひては僧尼を封戸と賜ひ淳仁の朝天平實字三年七月に四位十三階の僧位を定めらる先是孝謙の朝は在つて大臣禪師の號を道鏡に付與したる如き聖武帝が自ら落飾して戒法を受け行基大菩薩と稱したるか如き蓋し當代の政府が直接の關係と宗教に有し皇家自ら進んで宗教に依頼しふるに外ならざるなり夫の聖武孝謙の如きは其宗教に皈依したるの深きこと實は空前絶後と云ふ可し其弊や擧げて數ふへからずと雖ども就中最大ある弊害とする所の第一類りに僧を度すか故に愚僧天下に充滿して獅虫となる

第二大像を造りて國帑を費し寺と諸國を建て、民力を勞す、第三僧徒の寵遇甚だ厚きお遇ひ終に玄昉道鏡の如き恣なる奴と生し却りて醜聲を立つるお至る此弊や宗教固有の害にあらずと雖ども日本政府が徒らに宗教に依頼するより起因したるの弊害なりと云はざるへからず

用明天皇二年四月に天皇病ひゆり空穗部皇子豐國法師を乞ふて内裏に入らしむ又推古の朝二十四年天皇不豫なり五月厩戸太子精舍を營みて之れと祈る嗟乎万乘の君其宗教に依頼して其宗旨と重んずる蓋し斯くの如きものあり夫の舒明皇帝が僧惠隱と禁中に請して大に齋會と設け無量壽經を講説したるか如き元正の養老六年華嚴其他の諸

經を寫して大行太上天皇の冥福を薦めたるか如き又其以前に在りて
 の天武の朝九年十一月敕して藥師寺と建て僧一百人を度し皇后の疾
 を祈り又全十一年八月僧四十人を大官寺に度して高公主の病を禱り
 たるか如き元明の朝詔して今年より毎歲沙門を延いて大般若經を轉
 せしむへしと云へるか如き又夫の桓武の朝延暦二十一年正月自今以
 后正月十月の兩度を以て六字の高僧を請して學業を弘む可しと令せ
 られたるか如き亦以て當時政教の關係如何と推知するに足るものあ
 るなり

紀元三百三十一年天智の朝皇太皇崩す三月僧三百人を度して其冥福
 を薦む先是孝徳天皇八年僧旻法師病ふ臥す天皇其屋舎を幸さして之
 れを訪問す其后天武天皇九年七月大津高市二皇子をして沙門弘聰の
 哀を吊せしめ同年十一月草壁皇子をして沙門慧妙の病を問ひしむ天
 智帝の其元年正月に當り志賀の都に建福寺を立て其基趾を平くるよ
 當り親く左手の無名指を斬りて殿前燈籠石壇の中に納れられたり天
 皇捨身紀元千三百四十六年天武十四年三月諸州に詔して民家も佛堂
 を掃へ像經を安置して供養崇奉せしむ全五十年持統元年八月僧三百
 名を飛鳥寺に請し天武天皇の御衣を以て裁縫したる僧袈裟各々一層
 と布施せられたり同帝二年二月の詔に曰く先皇の時を回思するに公
 卿百僚皆佛宇を營も亦毎月六齋を修す故に先皇時々使を遣ひして慰
 問し賜へり今より卿等願ひくは朕か世をして先代の如くならしめよ

云々、聖武天皇天平二十一年正月實位を皇女高野姫に譲り出家して戒法を行基大僧正と受く又醍醐昌泰三年宇多上皇落飾仁和寺に入り法王と稱す降つて光仁室龜二年三月清行の禪師十人を撰らひて宮中の法務に祇候せしむ之れを十禪師と稱す同三年三月六日天下を勅し智行精修の比丘を撰ひて内供養とあし官税を割いて資糧に充てられ弘仁十四年嵯峨帝己と濫頂を弘法大師に受け玉ひ許多の公田と東寺に入れて三室供養分とあし乃ち親ら御起請の符を賜ふ其中より代々國王爲我寺檀越若伽藍興復天下興復伽藍衰弊天下衰弊と云へり紀元二千四百九十四年仁明天皇承和元年弘法大師の奏上に由り禁中勘解由司廳を以て内道場となし眞言院と稱す同三年實惠阿闍梨に敕して東

寺の長者に任す此任の惠より始まり又法務正法務權法務なる職あり以上陳叙する所の單に中古時代宗教界の状況を略説したるものなり蓋し當時に在つて政府が宗教に依頼し又宗教が政府に依頼せしことの甚た密あるに驚かずんやあらざるなり降つて後深草院天皇の建長元年太上天皇は敕して永平寺道元和尚を紫袈裟を賜ふ之れと賜紫の始とす又北朝光明天皇貞和元年勅使天龍寺に至り金襴衣を夢窓疎石和尚に賜ひたり後龜山の朝北朝か僧録司を置きたるか如き正親町帝が本願寺を進門跡となせしか如き後陽成の朝宗教の法度を制したるか如き之れを要するに我邦維新以前に政府特は宗教に依頼し宗教をして強いて政治と一致せし先教徒が特

權を付與して万乗の君自ら僧たる資格を有するか如き狀況なき能はず然れども日本社會進化の度と察するに未だ大に開歩せざるものあり宗教の必要特に甚しきものありしならん是の故に政教混同の弊害尙甚たしきに至らずして止せりと謂ふ可し蓋し社會幼稚の中に在つての宗教を以て民下を督制するよと甚た利益あるものなるか故も自然政治と宗教との混一を來たざるを免れず

然りと雖とも政府が宗教を保護するよと斯の如く甚しきに於ては余豈感慨せざらんと欲して得んや夫れ一國の庫帑なるもの人民の租税を以て成るものにあらずや然るも徒らに宗教の爲を以て國帑を空しくし之れが佛像と造り之れが寺院を建て之れに俸給を與へ自ら齋會

を起して之れが皈依するか如きの其爲を所實に極端に走るものなりと謂はざるを得ず且つや寺僧に屬するの領地の租税を免して之れを拂はざるを得せしむるか如きに至つては夫れ大に不平等不公平の事也と謂はざるを得ず余輩が前章に於て政教分離の論をなすも當り細述せしか如く政治と宗教との到底關係を密にすべからざるあり

政教實に混同すべきものにあらず余輩の方今日本の政府が手を宗教に加へざるを見て之れを賛賞せそんにあらざるなり惟ふに日本の教法家と雖とも已に能く各國宗教徒の經驗を知るを以て夫の往時の宗教徒の如く政權者に依頼するの事あらざるべし余輩の特は我政府が公明の主義と持し政教分離の事實と明かにして直ちに政治世界を極

るの跡あらざるよりの宗教の事皆之れと教徒の自任するま委せられんまを希望するなり近時佛敎西敎の法徒相競争するの兆あり此等の場合に於ては殊に政敎の分界を明かにして以て之れは臨むを要す蓋し日本政府にして宗教の事あ干渉し僧侶の職務を予奪するの事務を總轄するか如きまをあらん歟其内實の兎も角表面にて日本の僧侶の政府の其任は堪ふるふとを保証したる如き状況をなし恰も大才の小官を興へ小才の小官を興へたると類似せる所なきおほらす左れば外國人の此等の僧侶と以て官吏類似の者と見るまともある可し官吏類似の者と見れば政府の此輩の所行に對し一層の責任を負はざるべからざるの状あきにおらす之れを政府に取りて利とす可き歟余

聖其利たる所を知らざるなり
 東洋諸國の政体を評論する泰西人の言曰く東方諸國の帝王の一身にして立法長官たり司法長官たり海陸軍大將たり宗教の支配人たりと而して此評語たる若し國際上に影響を及ぼさるものなれば齒牙に懸くるに足らされども國際上に重大なる關係を有する者なり蓋し歐米諸國の人たる日本人の如く宗教に冷淡ならず其他國と交際を開くや必らず其國民信する所の宗教は果して何派なる歟偶像宗なる歟回々教ある歟又の自餘の宗教あるかを問ふを常とせり其國にして西敎を信するものあらん歟其國文野の度如何を問ひを先つ之れと親交せんとし其國にして回々教又の偶像宗の流行するものあらんか其國の

文運見るに足る可き者あるも容易に意を安んじて之れと交際するを肯んせざる情なきにわらす英國文運の進歩を云ひ、世界に一二を争ふの邦國なり而かるに英民よして猶太其他耶蘇教外の宗旨を信するもの交際上種々の不便なき能はず猶太教信者か英國々會に席を占むるを得るに至りし漸く近世の事あり猶太教人の英政府に租税を拂ひさりしか爲めに國會に席を占むるを許されさりしか決して然らざる苟くも英國よ生るゝ者の宗教の如何を問はず英政府之れを英國民の籍に入れ之れも相當の租税又の教區費等の負擔を負ひしめたるなり只宗教の耶蘇教たらざるか爲め猶太教人に對して議院の門を開かず長く彼徒を憤悶せしめたるなり其他歐洲諸國人民の宗教も熱心

なること大概英國に譲らす之れを日本人より見れぬ寧ろ彼等の宗教に狂するかの觀なきにあらす而かるに今日本政府が宗教に干渉するか如き跡を示さぬ彼の多辨なる西人の必らず云ひん日本政府の現世界を支配するのみならず未來の世界も支配するの政府なり眞に東洋地方の專制國たるに欠くる所なきものありと云ふ可しと其内部の如何を吟味せずして外部の規則に依て判斷を下し日本政府を以て法律の製造者なるのみならず併せて宗教の製造者なりと判斷するなきにあらざるへし是れ豈外人に信用を取るの道ならんや彼れ外人の必らず云ひん日本政府の政治も關係なき宗教すらも自ら製作するものなれの政治部面に於て如何ある法律を制定するに至るも知るべから

す今日西洋の文明を倣いんとするも、翻て舊時の舊物を復習し刑法癡
 ず可し治罪法不必要なりとするに至るも知るへからずと種々の想像
 を逞くし日本外交上に障礙を興ふること知る可し之れ日本政府が宗
 教に干渉するの第一弊害ありとす

今ま政府が宗教又關係して有形上又は無形上に政府自ら利する所あ
 るかど云ふに吾人の見る所を以てせば政府の毫も之れに依りて利す
 る所なきのまならず有形無形両りなから少なからざる損失を受くる
 なる可し無形上の損失は前段述へし如く重もに外交事務の上よ於て
 證見するを得可し而して有形的の損毛の如き政府が宗教又干渉し
 て多少宗教事務に關係するか爲め或り局或り官或り省を設け之れ

に相當の定額金と附與し従つて種々の事務を引受けざるを得と今明
 治元年より今日まで宗教部内よ屬する事務沿革の大要を擧ぐれり明
 治元年二月神祇事務局を置き職制を定め全年閏四月此局を廢して神
 祇官を置き明治四年八月神祇官を改めて神祇省と爲し其翌年三月神
 祇省を廢して教部省と爲し同年五月教導職と設け等級を定め教部省
 よて管理せし然明治十年一月教部省廢せらるゝに及んで以前教部省
 の事務の内部省に屬するまとなり明治十七年八月に至つて遂に教
 導職をも廢することゝなれり蓋し政府が十年お教部省を廢し次て十
 七年に教導職を廢するお至りし世人の其不必要にして弊害あるを
 嗽々したるか爲めのまに在らず政府自身も繁に堪へずして此處分に

出てしにあらざるなき歟其沿革の大略斯の如し政府が宗教干渉の爲
 先に受くる費用と繁雜との少小ならざるまど知るべきなり之れ政府
 が宗教に干渉する第二の弊害なり
 凡そ文明社會の人民が信用する所の宗教の皆善を爲し不善を去らし
 むることを以て目的となすものあれば之れを以て社會に益なきもの
 となすへからざるなり然れとも粗惡なる宗教をして世に勢力を得せ
 しむるよりは少しにても精良なる宗教をして勢力を得せしむるに如
 かす而かるに俗政府おして宗教に干渉し甲種の宗教の國に流布する
 ことを許す可し乙種の宗教の其流布を許るるへからんとせし甲種の
 宗教の政府の保護を安んじて其宗教の道徳を研磨するを怠り乙種の宗

教の如何に社會を利するの能ありと雖ども其効用を試むるの方便な
 く粗惡なる宗教現存し精良なる宗教屏絶せらるゝも知るへからそ佛
 教の釋氏の宗とする者なり而して釋氏の數千年前に生れたる人あり
 釋氏前天竺に宗教あきかど云ふに婆羅門教の如きは釋氏の生るゝ以
 前より印度に勢力を逞ふしたるの宗教なりと聞けり又人事の常より
 推すに歴史以前數百年又は數千年の昔も迦らの印度に婆羅門教の
 前其社會相當の宗教ありしよとなるへし則ち印度には釋迦宗の世に
 現出するまでに各種の宗教相競争し其時勢も適合する者は生存し時
 勢に適合せざるものは滅亡し宗教數回の興亡を経て釋迦宗の出現す
 るに至りしに相違なし果して釋迦宗出現の時印度に勢力を逞ふした

るものは婆羅門教なりしなれば釋迦宗の之れと競争し終に宗教の戰場に勝利を得て獨り勢力を振ふに至りしあらん又夫の耶蘇教の如きも天地開闢以來世に現存したるにわらず耶蘇か生出の時まで種々の宗教相競争し甲倒れ乙起き幾多の興亡を経て耶蘇に至り耶蘇亦當時現存の宗教と相競争して勝利を得一は滅亡し一は現存するに至りしあり佛教と西教の如きも亦然り佛教果して方今社會の形勢に適合せん歟千万の耶蘇宣教師なる者日本に入り來るも彼れ佛教を如何せんや之れを反し耶蘇教獨り方今社會に適合するの宗教ならんか佛徒如何に彼の進入を妨げんとするも隻手江河の流勢も當るに異ならず而して西教果して日本社會に適合する乎佛教果して日本社會に適合す

るか此二教をして平野に相競争せしむるに在り則ち一方の政權の保護を受け他方の政權に敵視せらるゝ等の形跡を存すへからず所謂信仰は充分の自由を與へざるへからざるあり若し夫れ然らざるに於ては大に信仰の自由を害し兩教をして自然の競争をささしむるの障礙を生し我日本宗教の本旨をして弘く公明正大也との稱譽を博せしむる能はず我佛教徒をして競争心に富ましめ剛毅心を發せしむるよと能はざるに至る可し之れ日本政府か日本宗教に干渉する第三の弊害なりとす

日本政府か日本宗教に干渉するの弊害や如斯夫れ大なり余輩の日本政府の爲めに將た日本宗教の爲めに其關係を保つことの大不利なる

を唱へそんりあらざるなり今や政府の政治上の手を以て宗教上に加ふるの不利なるを悟り日本政教の關係をして整然見る可きものあるに至らしめたり日本宗教の獨立を得たること未だ今日の如きものあらざり余輩の切に感を日本政府の所措に置かすんりあらざるあり然りと雖とも余輩亦少しく疑ひなき能はざるものあり乞ふ試みに一例を擧げて之れを陳へん

見よ去る明治十七年に至り政府の教導職を廢止せり余輩當時の布達を見るに曰く「寺院の住職を任免し及び教師の等級を進退することは總て各管長に委任す」と夫れ委任といふ甲の爲す可事を乙に代理施行せしむるの謂ひにして其實力の委任者即ち甲に存して被任者即ち乙に

屬せざるなり故に本令に「各管長之れを掌る」と云ひすして之れを「委任」と云ふの夫の任免等の道理に於て政府之れを掌るべきとなれども事務の都合を以て之れを委任せると猶ほ各省長官か其省中の局務を局長も分任するか如しとの謂ひなる乎蓋し余輩か政教分離を主張する精神に於て未だ是等の布達を疑ひなき能はざるなり

又曰く「各宗派妄りに分合を唱へ或は宗派の間に爭論を爲す可からず」と夫れ時と共に變更するの事物の常勢にして宇宙間の百物皆然らざるはあし宗教と雖ども亦豈此大則の外に出でんや試みよ佛教に就て之れを言ひんに釋迦の法を身毒に説くや其教旨唯一のみ然るに其東漸して支那に我國に流轉するに及んで數宗の分岐を生せり若し當時